

北海道、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校、ポリテクセンター北海道、ジェトロ北海道から、地域の皆さんが活用できる支援メニューなどタイムリーな情報をお届けします。

INDEX

「○」：募集している助成事業

【1】新型コロナウイルス感染症関係		
●新型コロナウイルス感染症に関する中小企業・小規模事業者支援として相談窓口を開設しています	1	北海道経済産業局
●新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援策をパンフレットにまとめました	2	北海道経済産業局
●新型コロナウイルス感染症の流行に伴う輸出入の遅延等に対する措置	3	北海道経済産業局
●新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への資金繰り支援制度	4	北海道経済産業局
○産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）のご案内	5	北海道労働局
●新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業向け融資制度のご案内（1/3）	6	北海道
●新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業向け融資制度のご案内（2/3）	7	北海道
●新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業向け融資制度のご案内（3/3）	8	北海道
●新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口の設置について	9	北海道
●専門家派遣のご案内（中小・小規模企業経営安定化対策専門家派遣事業）	10	北海道
【2】販路拡大・海外展開		
●道産食品のシンガポール向けライブコマースの参加事業者を募集します【新規】	1	北海道経済産業局
●帯広市で海外展開セミナーを開催します【新規】	2	北海道経済産業局
●国際ビジネスに関する相談窓口「北海道国際ビジネスサポートデスク」の設置について	3	ジェトロ北海道 北海道
●新規輸出1万者支援プログラム	4	ジェトロ北海道 北海道経済産業局
●ジェトロのオンラインによる海外販路拡大支援サービスについて	5	ジェトロ北海道
●北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事の募集について	6	北海道
●北海道どさんこプラザ・テスト販売品の募集について	7	北海道
●道産食品の輸出相談窓口に関するご案内	8	北海道
【3】経営支援・ものづくり		
●北海道中小企業活性化協議会事業に関するご案内	1	北海道経済産業局
●ウクライナ情勢・原油高の影響を受けた中小企業・小規模事業者向けの特別相談窓口を設置しました	2	北海道経済産業局
○「小規模企業者等設備貸与事業」について	3	中小企業総合支援センター
●「ウクライナ情勢関連中小企業者等総合相談窓口」の設置について	4	北海道
●令和5年度「新商品トライアル制度」認定商品の募集について【新規】	5	北海道
●水産加工関連事業者向け伴走型集中支援事業について	6	北海道
●「パートナーシップ構築宣言企業」への優遇措置について	7	北海道

【４】融資		
●新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業向け融資制度のご案内【１】-6～8に掲載		北海道
●勤労者福祉資金のご案内	1	北海道
●水産物不漁・赤潮による漁業被害に伴う中小企業向け融資制度のご案内	2	北海道
【５】雇用の確保		
●賃上げ促進税制について～賃上げに取り組む経営者の皆様へ～	1	北海道経済産業局
●「プロフェッショナル人材センター運営事業」のご案内	2	中小企業総合支援センター
○産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）のご案内	3	北海道労働局
○産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）のご案内	4	北海道労働局
○雇用調整助成金について	5	北海道労働局
○高年齢労働者処遇改善促進助成金について	6	北海道労働局
○キャリアアップ助成金について	7	北海道労働局
○人材開発支援助成金のご案内(令和5年度)	8	北海道労働局
○人材確保等支援助成金について	9	北海道労働局
●【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】	10	北海道
●北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて	11	北海道
○地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給のご案内	12	北海道
●労働相談窓口のご案内	13	北海道
●「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内	14	北海道
●北海道短期おしごと情報サイト	15	北海道
●道のマッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人登録のご案内	16	北海道
●中小企業の人材に関するお悩み プロが支援します	17	北海道
【６】人材育成		
●中小企業大学校旭川校 令和5年10月開講講座のご案内【更新】	1	中小企業大学校旭川校
●技能・技術習得のための能力開発セミナー【更新】	2	ポリテクセンター北海道
●「生産性向上支援訓練」のご案内【更新】	3	ポリテクセンター北海道
●MONOテク(道立高等技術専門学院)及び北海道障害者職業能力開発校の 令和6年度の訓練生を募集しています！【新規】	4	北海道
●能力開発セミナー（10～12月開講予定）のご案内【更新】	5	北海道
●ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内 1（中小企業・工業高校等への実技指導）	6	北海道職業能力開発協会
●ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内 2 （公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設イベントへの ものづくりマイスターの派遣による実技指導）	7	北海道職業能力開発協会
●ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内 3 （地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信）	8	北海道職業能力開発協会
●ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内 4 （小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信）	9	北海道職業能力開発協会
●洋上風力発電サプライチェーン構築・人材確保に向けた支援について【新規】	10	北海道

【 7 】 イベント・セミナー		
● 北海道初開催！オープンネームによる後継者募集イベントについて【新規】	1	北海道
● 特別支援学校企業向け見学会のご案内	2	北海道
● 「環境・エネルギービジネスセミナー（アーカイブ放映中）」のご紹介	3	北海道
【 8 】 その他		
● 中小企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブック ～ 2022年度補正予算・2023年度当初予算・税制～	1	北海道経済産業局
● 「食（しょく）」っていいね！北海道 ～ 食に関する動画等をHPやYouTubeに掲載しています～【新規】	2	北海道開発局
● 北海道の最低賃金【更新】	3	北海道労働局
● 「食絶景北海道×ゼロカーボンアワード2024」の応募商品を募集します【新規】	4	北海道
● 「北海道デジタル化相談会2023」の開催について【新規】	5	北海道
● 「次世代半導体産業立地推進ポータルサイト」のご紹介	6	北海道
● 「次世代自動車情報サイト」のご紹介	7	北海道

**新型コロナウイルス感染症に関する中小企業・小規模事業者支援として
相談窓口を開設しています**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、今般の新型コロナウイルスの流行により、影響を受ける、または、その恐れがある中小企業・小規模企業者を対象とした相談窓口を設置しました。

新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎5階

受付時間: 8:30 ~ 17:15 (土・日・祝日を除く)

TEL: 011-709-2311 (代表) 内線2575 ~ 2576

011-709-1783 (直通)

FAX: 011-709-2566

E-mail : bz1-hokkaido-chusho@meti.go.jp

本相談窓口は、当局のほか、北海道の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構北海道本部にも設置され、相談を受け付けています。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援策を
パンフレットにまとめました

(北海道経済産業局)

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の資金繰り、設備投資・販路開拓
経営環境の整備等を支援する施策をパンフレットにとりまとめました。

パンフレットの情報は随時更新しています。

【URL】 <https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#00>

問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 総務課

TEL : 011-709-2311 (内線2505)

E-mail : bz1-hokkaido-somu@meti.go.jp

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う輸出入の遅延等に対する措置

(北海道経済産業局)

経済産業省では、新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等が見込まれる状況から、新たな特例措置も含め、貿易管理上の注意事項をまとめました。

詳細は以下をご覧ください。

【URL】

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/01_gaitame/coronavirus.html

なお、措置についての個別の相談は、原許可証等を交付した窓口にご連絡をお願いします。

問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 国際課

TEL:011-709-1752

E-mail : bz1-hokkaido-kokusai@meti.go.jp

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への資金繰り支援制度

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者向けに資金繰り支援制度をとりまとめました。

内容は随時更新します。

概要

経済産業省中小企業庁は、新型コロナウイルス感染症に係る資金繰り支援を講じており、民間金融機関から借入する際に保証を受ける「信用保証制度」と、日本政策金融公庫等による「貸付制度」があります。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ「資金繰り支援制度」のご案内

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/financing/shienseido.pdf>

民間金融機関による信用保証制度付き融資

セーフティネット保証 4 号の指定、セーフティネット保証 5 号の業種指定を行い、通常とは別枠で最大 2.8 億円の信用保証を可能としています。また、民間ゼロゼロ融資等の返済負担軽減のための信用保証制度(コロナ借換保証)を 2023 年 1 月 10 日から開始するとともに、早期の経営改善や事業再生を後押しするための信用保証制度の要件拡充(経営改善サポート保証(感染症対応型)、信用保証付債権 DDS)を 2023 年 1 月 31 日より実施しています。

政府系金融機関による融資

日本政策金融公庫によるスーパー低利融資について、債務負担が重い事業者(債務償還年数が 13 年以上)であれば、売上減少要件を満たしていなくても融資対象となるよう、2023 年 2 月 1 日から要件を緩和し、借換えの円滑化を図っています。

詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/financing/index.htm>

問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL: 011-709-2311(内線 2562)

産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）のご案内

（北海道労働局）

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する制度です。

●主な受給要件

1 助成金の対象となる「出向」

- (1) 対象：雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象
- (2) 前提：在籍型出向が対象のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くこと

2 対象となる事業主

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（出向元事業主）
- (2) 当該労働者を受け入れる事業主（出向先事業主）

●助成金の支給額

○出向運営経費（最長2年まで助成）

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成します。

(1) 助成率

中小企業 4/5 (9/10) 中小企業以外 2/3 (3/4)

括弧内は出向元が労働者の解雇などを行っていない場合

独立性が認められない事業主間で行う出向の場合は以下の助成率となります

中小企業 2/3 中小企業以外 1/2

(2) 上限額（出向元・先の合計） 12,000円/日

○出向初期経費（独立性が認められない事業主間で行う出向の場合は対象外）

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成します。

出向元と出向先に

助成額 各10万円/1人当たり（定額）

加算額（注） 各5万円/1人当たり（定額）

（注）出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。

○出向復帰後訓練

出向から復帰した労働者に対して、出向で新たに得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練（off-JT）を行った際に、訓練に要する経費と訓練期間中の賃金の一部を助成します。対象は出向元のみです。

経費助成：実費（上限30万円）

賃金助成：1人1時間あたり900円（上限600時間）

●問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室

（雇用助成金さっぽろセンター）TEL：011-788-2294

●厚生労働省ホームページ

産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業向け融資制度のご案内(1/3)

(北海道)

道では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るとともに、今後増加することが見込まれる借換需要に対応する、次の融資制度をご用意しております。

制度概要

資金名	経済環境変化対応資金	
	経営環境変化対応貸付【認定企業】	経営環境変化対応貸付【認定企業】(伴走支援型)
融資対象	セーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者等 セーフティネット保証5号の認定を受けた中小企業者等	次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者等 セーフティネット保証4号の認定を受けた セーフティネット保証5号の認定を受けた 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月又は直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月又は直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少
資金使途	事業資金(道融資制度の既往残高の借換えに要する資金も対象()) 新型コロナウイルス感染症対応資金いわゆるゼロゼロ融資の既往残高も対象 道制度融資以外の既往残高は対象外	
融資金額	2億円以内	1億円以内(左記2億円の内数)
融資期間	10年以内(うち据置3年以内)	10年以内(うち据置5年以内)
融資利率	【固定】1.0%(融資期間5年以内の場合) 1.2%(融資期間10年以内の場合) 【変動】1.0%(融資期間3年超の場合に選択可)	【固定】1.0%(融資期間5年以内の場合) 1.2%(融資期間10年以内の場合) 【変動】1.0%(融資期間3年超の場合に選択可)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定める方法によります	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。	すべて信用保証協会の保証付き(伴走支援型特別保証)となります。
保証料率	年0.41%～年0.70% (信用保証協会の定める要件に該当する場合は0.1%割引)	0.2%(通常保証料率0.85%) 融資対象 及び の場合 0.2%～1.15%(通常保証料率0.45%～2.20%) 融資対象 ～ の場合
取扱期間	中小企業信用保険法の指定の期間内	令和6年(2024年)3月31日まで

詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/ninteikigyokorona-yuushi.html>

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/ninteikigyokorona-yuushi2.html>(伴走支援型)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業向け融資制度のご案内(2/3)

(北海道)

道では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、次の融資制度をご用意しております。

制度概要

資金名	ライフステージ対応資金	経済環境変化対応資金
	企業体質強化貸付(資本性ローン協調)	コロナ克服サポート貸付
融資対象	株式会社日本政策金融公庫における新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付(新型コロナ対策資本性劣後ローン)の利用に際し、民間金融機関からの協調支援を受けるため、信用保証協会の経営改善サポート保証を利用する中小企業者等	北海道信用保証協会の「コロナ克服サポート保証()」の対象となる中小企業者等 ()「コロナ克服サポート保証」は、コロナ克服に向けた取組に係る事業資金が対象となります。 < コロナ克服に向けた取組例 > 飛沫感染予防対策、店舗レイアウトの変更、テレワークの導入、サテライトオフィスの導入、ワーケーションの導入、事業再構築、新商品・サービスの開発・販路拡大、営業スタイルの転換、BCPの見直し など
資金使途	運転資金 又は 設備資金	運転資金 又は 設備資金
融資金額	4億円以内	1億円以内
融資期間	15年以内(うち据置5年以内)	10年以内(うち据置1年以内)
融資利率	金融機関所定の利率	【固定】1.0%(融資期間5年以内の場合) 1.2%(融資期間10年以内の場合) 【変動】1.0%(融資期間3年超の場合に選択可)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定める方法によります	取扱金融機関の定める方法によります
信用保証	すべて信用保証協会の保証付き(経営改善サポート保証)となります。ただし、保証付き融資の割合は融資金額のうち50%以内となります。	すべて北海道信用保証協会の保証付き(コロナ克服サポート保証)となります。
取扱期間	令和6年(2024年)3月31日まで	令和6年(2024年)3月31日まで

詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shihonseironkyouchou.html>(企業体質強化貸付)

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/107893.html>(コロナ克服サポート貸付)

次項で「申込方法」、「取扱金融機関」について記載しております。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業向け融資制度のご案内(3/3)

(北海道)

申込方法

借入を希望する場合は、所定の「融資あっせん申込書」に必要事項を記載し、次の書類を添えて商工会議所・商工会へお申込みください。
なお、認定企業(従来型、伴走支援型)、企業体質強化貸付(資本性ローン協調)、コロナ克服サポート貸付を利用される方については、金融機関への「直接申込み」が可能となっています。

【お申込みに必要な添付書類】

- 決算書2期分
2期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表
- 商業登記簿謄本又は登記事項証明書(法人の場合)
- 見積書又は契約書(必要に応じ提出)
- 「特定中小企業者」であることの市町村長の認定を受けた場合は認定書
- 道が定める調書

(注)金融機関及び保証協会において、融資(保証)審査上、別途書類が必要となる場合があります。

中小企業等協同組合及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可。
(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

取扱金融機関

北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会

問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係 (TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

【借入金の返済が負担となっている事業者のみなさまへ】
道では、このたび借入金の返済が負担となっている事業者のみなさまに役立つ情報を掲載した Web ページを開設しました。
Web ページでは、返済条件の変更ができることなどを紹介しております。是非ご覧ください。

詳しくはこちら(北海道ホームページ)

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/119439.html>

新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口の設置について

(北海道)

道では、中小・小規模企業の皆様からの「どこに相談すれば良いか分からない」というお声に対応するため、個別の相談に対し道庁職員がワンストップで対応する「新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口」を本庁および各(総合)振興局に設置しています。

ワンストップ窓口

お住まいの地域	連絡先	設置場所
石狩管内にお住まいの方	011-204-5827	石狩振興局商工労働観光課
空知管内にお住まいの方	0126-20-0061	空知総合振興局商工労働観光課
後志管内にお住まいの方	0136-23-1362	後志総合振興局商工労働観光課
胆振管内にお住まいの方	0143-24-9589	胆振総合振興局商工労働観光課
日高管内にお住まいの方	0146-22-9281	日高振興局商工労働観光課
渡島管内にお住まいの方	0138-47-9459	渡島総合振興局商工労働観光課
檜山管内にお住まいの方	0139-52-6641	檜山振興局商工労働観光課
上川管内にお住まいの方	0166-46-5940	上川総合振興局商工労働観光課
留萌管内にお住まいの方	0164-42-8440	留萌振興局商工労働観光課
宗谷管内にお住まいの方	0162-33-2528	宗谷総合振興局商工労働観光課
オホーツク管内にお住まいの方	0152-41-0636	オホーツク総合振興局商工労働観光課
十勝管内にお住まいの方	0155-27-8537	十勝総合振興局商工労働観光課
釧路管内にお住まいの方	0154-43-9181	釧路総合振興局商工労働観光課
根室管内にお住まいの方	0153-24-5619	根室振興局商工労働観光課

上記のほか、011-204-5331(経済部中小企業課)でもご相談を受け付けています。

開設時間

朝 8 時 45 分～夜 17 時 00 分(月～金：祝日除く)

注意事項

当窓口では、ご相談者様が希望する場合、各種支援金等の申請サポートを行います。あくまでも補助であり、支援金等の受取を約束するものではありません。

支援金等の支給の可否や支給額など、お答えすることができない事項もございますので、ご了承ください。

面談による相談を希望される場合は上記の連絡先まで事前予約をお願いします。

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/onestop.html>

専門家派遣のご案内
(中小・小規模企業経営安定化対策専門家派遣事業)

(北海道)

新型コロナウイルス感染症や原油・原材料価格高騰等により、経営に影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまを対象として、無料で専門家を派遣します。

資金繰り、販路開拓や経営改善に関するご相談、補助金・助成金の活用支援など、各々の課題に応じた専門家を派遣し、オーダーメイド型の助言・指導を行うことにより、事業活動の維持・継続を支援します。

事業概要

【支援対象者】

道内中小企業・小規模事業者の皆さま

【派遣内容】

次のようなご相談に対し、専門家を2回程度派遣し、助言・指導を行います。

- ・コロナ融資の返済方法や借換保証制度の活用など、資金繰りに関すること
- ・原油・原材料価格高騰等に対応するための販路開拓や経営改善に関すること
- ・価格交渉のための原価計算等に関すること
- ・補助金や助成金の活用に関すること
- ・雇用継続に関すること
- ・事業承継に関すること など

【派遣専門家】

中小企業診断士、公認会計士、税理士、行政書士、社会保険労務士、ITコーディネータなどから、ご相談内容に応じて選定された専門家がお伺いします。

お申込み方法

以下の方法でお申込みください。ご相談内容を確認後、事務局から折り返しご連絡します。

【WEBフォーム】

事務局ホームページ URL : <https://www.shindan-hkd.org/corona/>

QR :



【FAX】

011-231-1388

上記ホームページ上の申込書をダウンロード・印刷してご利用ください

【電話】

0800-800-2551 (フリーダイヤル、専門家常駐)

受付時間：9:00～17:00 (祝日を除く月～金曜日)

事務局

経営安定化対策支援センター

お問合せ：0800-800-2551 (フリーダイヤル)

道産食品のシンガポール向けライブコマースの参加事業者を募集します【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、Do 食輸出 Platform における輸出促進の取組の一環として、同 Platform のサポーター企業である北海道エアポート(株)との共催により、道産食品のライブコマースを通じたシンガポール向けのテスト販売を実施します。

つきましては、本ライブコマースへの出品を希望する事業者を募集します。

SNS 等におけるライブ配信を通じて、視聴者(消費者)と配信者がコミュニケーションを取りながら購買の促進を行うもの。商品を提供するメーカーは比較的手軽かつ低リスクで、海外消費者の反応を確認できる。

ライブコマース概要

【配信日程・場所(予定)】

2023 年 11 月 22 日(水)～23 日(木):函館・道南地域内

2023 年 11 月 24 日(金):札幌市内

【主催】

経済産業省北海道経済産業局、北海道エアポート(株)

詳細決定次第、改めてお知らせします。

参加事業者募集概要

【対象企業】

函館開催:函館・道南地域に拠点を有する食品関連事業者

札幌開催:北海道内に拠点を有する食品関連事業者(札幌市以外に拠点を有する事業者も可)

【対象商品】、【取引条件】、【出品者の費用負担】等の詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokcf/20230901/index.htm>

申込方法

以下の申込フォームから申込みください。

記載内容に基づき、審査のうえ参加事業者を決定します。参加事業者には、ライブコマース実施に向けた案内を改めて実施します。

【シンガポール向けライブコマース 申込フォーム URL】

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/hokkaido02/20231122_live.com

申込締切:2023 年 9 月 29 日(金)

実施スケジュール

募集期間:2023 年 9 月 1 日(金)～9 月 29 日(金)

サンプル発送:2023 年 10 月上旬(予定) 必要に応じて依頼する場合があります。

ライブコマース対象商品決定:2023 年 10 月中旬(予定)

申込・問い合わせ先

【函館開催】

北海道エアポート(株) 営業開発本部 貨物営業部 担当:方(パン)

TEL:0123-46-2990(代表)

E-mail:aircargo@hokkaido-airports.co.jp

【札幌開催】

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 食・観光産業課

TEL:011-709-2311(内線 2593)

E-mail:bzl-hokkaido-shokukanko@meti.go.jp

帯広市で海外展開セミナーを開催します【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、(独)中小企業基盤整備機構北海道本部および(株)日本政策金融公庫釧路支店との共催により、本年 9 月に開催した根室市のセミナーに引き続き、十勝地域の中小企業の国際化に向けた取組を後押しすることを目的に、海外展開セミナーを開催します。

本セミナーでは、新規輸出 1 万者支援プログラムや輸出検討・開始時のポイント等について中小企業基盤整備機構の専門家より具体的な事例を交えて説明するほか、帯広信用金庫および(株)日本政策金融公庫の海外展開に向けた取組などを紹介します。

開催概要

【日時】

2023 年 10 月 16 日(月)15:00～16:30(受付開始 14:30～)

【場所】

帯広信用金庫 中央支店ビル 3 階セミナールーム(帯広市西 3 条南 14 丁目 1-1)

【配信方法】

オンライン配信

【定員】

会場 20 名(参加無料)

【対象】

海外展開を既に始めている、あるいは準備中、興味のある道内企業等

プログラム

- ・新規輸出 1 万者支援プログラムのご紹介
経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 国際課
- ・いまこそ円安をチャンスに輸出へチャレンジ
(独)中小企業基盤整備機構 北海道本部 中小企業アドバイザー
- ・帯広信用金庫・日本公庫の海外展開支援について
帯広信用金庫地域経営サポート部、日本政策金融公庫釧路支店
- ・質疑応答

申込方法

参加申込書に必要事項を記入の上、FAX または E-mail にて申し込みください。

オンラインで参加の方には後日視聴 URL をお送りします。

【リーフレット兼参加申込書 URL】 <https://www.hkd.meti.go.jp/hokia/20230906/leaflet.pdf>

申込締切:2023 年 9 月 29 日(金)

申込・問い合わせ先

(株)日本政策金融公庫 釧路支店 中小企業事業 担当:宮野

TEL:0154-43-2541

FAX:0154-43-2565

E-mail:cnkushiro-br@jfc.go.jp

国際ビジネスに関する相談窓口「北海道国際ビジネスサポートデスク」の設置について

(ジェトロ北海道・北海道)

独立行政法人日本貿易振興機構北海道貿易情報センターと北海道は、道内企業のビジネスチャンス拡大を図るため、「北海道国際ビジネスサポートデスク」をジェトロ北海道内に共同で設置しております。

輸出入や海外進出、外国人材受入れなど幅広い分野の問い合わせについて、その内容に応じて、必要な情報の提供、ジェトロや支援機関の各分野専門家などへの相談対応をアレンジいたします。

相談窓口

北海道国際ビジネスサポートデスク

TEL011-261-7434

FAX011-221-0973

E-mail: SAP@jetro.go.jp

URL: <https://www.jetro.go.jp/hokkaido>

<ジェトロの支援メニューをFacebookやメールニュースでも発信しております>

Facebook : <https://www.facebook.com/jetrohokkaido>

メールニュース : <https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/hokkaido/mail.html>

時間

9時00分～17時00分(土日・祝日を除く)

場所

札幌市中央区北1条西2丁目北海道経済センター9階(ジェトロ北海道内)

対象企業

国際ビジネスへの参入をご検討の道内企業等

業務内容

関係機関や専門家によるビジネス相談支援

商談会の案内や商談機会のアレンジなど道内企業と海外企業間の商談支援

商談会やセミナーなどの情報提供

問い合わせ先

日本貿易振興機構北海道貿易情報センター(TEL:011-261-7434)

北海道経済部 経済産業局 国際経済課 国際経済係 (TEL:011-204-5339)

新規輸出 1 万者支援プログラム

(ジェトロ北海道・北海道経済産業局)

商工会・商工会議所・中小企業団体中央会・金融機関等の協力を得て、輸出の可能性を秘めた事業者を掘り起こします。

ポータルサイトで登録した中小企業に、個別カウンセリングで最適な支援策を紹介します。

事業スキーム

経済産業省、中小企業庁、ジェトロ及び中小機構が一体となり、全国の商工会・商工会議所等とも協力しながら、新たに輸出(越境 EC 含)に挑戦する事業者の掘り起こし、専門家による事前の輸出相談、輸出用の商品開発や売込みにかかる費用への補助金紹介、輸出会社とのマッチングやECサイト出展への支援などを一貫通貫で実施します。



まずはポータルサイトでご登録ください。

ジェトロ専門家から折り返し連絡して個別にカウンセリングいたします。

対象者	輸出に関心のある事業者
登録及び問合せ先	【登録】 新規輸出 1 万者支援プログラム ポータルサイト https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html 【問い合わせ先(ジェトロ本部)】 電話: 03-3582-4937 / 03-3582-4938 03-3582-4939 / 03-3582-4940 受付時間: 平日 9 時～12 時/13 時～17 時(土日、祝祭日、年末年始除く) 【ジェトロ北海道】 電話: 011-261-7434 メール: SAP@jetro.go.jp

ジェトロのオンラインによる海外販路拡大支援サービスについて

(ジェトロ北海道)

ジェトロ北海道では、「デジタルを活用したジェトロの新たな海外展開支援」の取り組みの一環として、道内企業のオンラインビジネススキルの向上に取り組み、マーケットインによる海外販路開拓を支援します。

< Japan Street(海外バイヤー向けオンラインカタログサイト) >

Japan Street事業は、ジェトロの基準を満たす限られた海外の有力バイヤーのみが閲覧可能なオンラインカタログサイトです。事業者の皆さまは企業・商品情報と商品画像等を提出するだけで、ジェトロが常時バイヤーに商品を案内します。バイヤーはカテゴリーやキーワードをもとに手軽に商品を検索することができ、ジェトロはおすすめ機能をもとにバイヤーへ商品をご紹介します。バイヤーが関心を示すと、事業者にはジェトロ経由で見積や商談(オンライン含む)の依頼が届きます。

事業内容	ジェトロ招待バイヤー専用 オンラインカタログサイト 事業者の皆さまはページをご覧いただくことはできません
対象者	日本企業及び海外進出日系企業 ただし、商社や代理店など、製造者/生産者以外による申込の場合は、製造者/生産者の承諾を得た上での共同提案とすること
対象品目	食品(生鮮品、加工食品、飲料等)、コスメ・ビューティー、ホーム・キッチン、ファッション、ホビー・玩具・ゲーム・スポーツ・アウトドア、精密機器、医療機器、産業機械、原料・素材、情報通信及び機器、産業機械・部品、金属製品、輸送用機械・部品、非金属製品、卸売・小売、飲食店、運輸、通信、教育、医療関連サービス、コンテンツ分野(映像・音楽・ゲーム・ライセンスビジネス)等
参加費	無料
対象国・地域	全世界
募集締切	2024年3月31日12時00分

Japan Street事業ホームページ

https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html

< JAPAN MALL(海外におけるEC販売プロジェクト) >

JAPAN MALL事業はジェトロが世界各国で連携するECバイヤーに商品を紹介する事業です。

原則、国内納品・国内買取・円建て決済で取引が完結するため、複雑な輸出手続きが不要です。成約した商品についてはジェトロと現地のECサイトが連携してプロモーションを実施します。

事業内容	海外EC事業者のECサイトおよび一部店頭等での日本製品の販売 (商品により販売チャネルは限定される場合があります。)
対象者	日本企業(海外進出日系企業を含む)
対象製品	食品・飲料、化粧品、日用品、生活雑貨等
登録費用	・シンプルプラン: 無料(別途サンプル費及び送料等が発生する可能性があります) ・プレミアムプラン: 有料

JAPAN MALL事業ホームページ

https://www.jetro.go.jp/services/japan_mall/

北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事の募集について

(北海道)

「北海道どさんこプラザ」は、販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々に応援するための北海道の公式アンテナショップです。

この「マーケティングサポート催事」では、道内企業や自治体の方々や、道産品の展示紹介や市場調査等を目的に、どさんこプラザ(有楽町店・札幌店・羽田空港店・あべのハルカス店)内の催事スペースを活用して、対面販売のほか、生産地紹介や自治体の観光PRができる制度です。

どさんこプラザと契約している「マーケティングアドバイザー」の相談も一緒に受けるとより効果的です。

応募者の資格

下記(1)(2)のいずれかに該当する方

- (1)道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、自ら道産品の生産・製造・加工を行っている方
- (2)北海道、道内の市町村、商工会議所、商工会、物産協会、観光協会

販売商品の要件

次のいずれかに該当する道産品(道内で生産・製造又は加工が行われたもので、最終消費者に対して販売することができる農林水産物、加工食品、工芸品等)

- (1)自ら生産、製造、加工したもの
- (2)自社企画商品で道内で委託製造しているもの(上記(1)に付随して販売する場合に限ります。)

実施条件等

- (1)催事スペースの利用料金は、原則売上の15%です。既に店舗内で販売している商品(テスト販売品を除く)を販売する場合の手数料は、店舗と別途協議して定めることとなります。
- (2)催事の開催期間は、原則として一週間単位です。
(毎週水～火曜の7日間が開催基本期間です。有楽町店については、7日間未満でも応相談です。)
- (3)備え付けの販売台1～2台(冷蔵・冷凍切替)は無料でご利用いただけます。

募集期間

開催期間 募集期間	第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (1～3月)
有楽町店、札幌店 羽田空港店、 あべのハルカス店	12/10～1/10	3/10～4/10	6/10～7/10	9/10～10/10

申込方法

「マーケティングサポート催事申込書」および「出品商品リスト」(下記URLからダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/91379.html>

北海道どさんこプラザ・テスト販売品の募集について

(北海道)

「北海道どさんこプラザ」は、販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々に応援するための北海道の公式アンテナショップです。

この「テスト販売制度」は、新商品を3か月間、どさんこプラザ(有楽町店、札幌店、名古屋店、羽田空港店、あべのハルカス店)で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てていただくためのものです。

売上が好調な商品はさらに3か月継続して販売し、販売期間終了後には、店から商品の評判や評価などのアドバイスが受けられるほか、定番商品化へ移行のチャンスもあります。

申込商品の要件

次のいずれかに該当する道産品(道内で生産、製造又は加工が行われ最終消費者に対して販売することができるもの)(過去に応募店舗の通常商品であったものを除く)

- (1)札幌店は、札幌市内で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品
- (2)有楽町店、名古屋店、羽田空港店、あべのハルカス店は道外で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品(名古屋店、あべのハルカス店は加工食品のみ)
- 羽田空港店は有楽町店でテスト販売が売上好調だったもののみ申し込みができます。

応募者の資格

道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、下記の条件のいずれかに該当する方
 道産品の生産・製造・加工を行っている方
 自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方

販売条件等

- (1)テスト販売品の販売手数料は、希望小売価格の18%
- (2)PL(製造物責任)保険に加入していること
- (3)食品表示法等の表示に関する法令を遵守していること
- (4)食品の場合、指定する食品検査を実施していること
- (5)食品の場合、該当する食品製造に係る営業許可を受けていること

募集期間

テスト販売期間	第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (1～3月)
募 集 期 間	1/4～2/20	4/1～5/20	7/1～8/20	10/1～11/20

申込方法

「テスト販売申込書」(下記URLからダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込みください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/103176.html>

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご活用ください。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

北海道農政事務所: TEL 011-330-8810

・輸出先国の各種規制・制度(放射性物質、検疫等)

・輸出に関する各種支援事業 等

ジェトロ北海道: TEL 011-261-7434

・輸出先国の基礎情報、マーケット情報

・輸出手続きについて ・見本市、商談会に関する情報 等

- 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。連絡先、URL は次のとおりです。

農林水産省: TEL 03-6744-7185 <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/soudanmado.html>

ジェトロ : TEL 03-3582-5646 https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/

- 酒類の輸出についても、国税局・税務署及び上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非お問い合わせください。

問い合わせ先

北海道経済部 食関連産業局 食産業振興課 輸出振興係 (TEL:011-204-5312)

北海道中小企業活性化協議会事業に関するご案内

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、中小企業・小規模事業者の収益力改善や事業再生、再チャレンジなど幅広い経営課題に対応するため、北海道中小企業活性化協議会を設置しています。

財務的安定のための収益力改善や借入金返済等の課題を抱えた中小企業・小規模事業者の皆様からの相談をお受けしていますので、ぜひお気軽にお問い合わせください。

概要

北海道中小企業活性化協議会は、中小企業・小規模事業者の財務的安定のための収益力改善をはじめ、借入金返済等の課題を抱えた中小企業・小規模事業者の経営再建に向けた取組を支援する、国が設置する公正中立な機関です。また、国が認定する土業等専門家(認定経営革新等支援機関)の支援を受けて経営改善計画等を策定する場合、専門家に対する支払費用の一部を協議会が支援しています。

事業内容

1. 中小企業活性化協議会事業

中小企業活性化協議会の専門家が相談を受け、中小企業・小規模事業者の収益力改善、事業再生、再チャレンジまで幅広く経営課題に対応。相談は、原則無料。

(1) 収益力改善支援事業

経営環境の変化に伴う収益力の低下などに対し、現状の課題や問題点、ビジネスモデルを分析した上で、収益力改善に向けた計画策定支援を実施。

(2) 事業再生支援

金融機関等の債権者にしか企業の窮状を知られずに、風評による信用低下などを回避しながら、借入条件の変更支援や事業再生支援を実施。

(3) 再チャレンジ支援・保証債務整理への支援

「円滑な廃業」や「経営者・保証人の再スタート」に向けて、各種のアドバイスや代理人弁護士の紹介を実施。

また、企業の債務整理によって保証債務の整理が必要になった場合には、経営者や保証人に対し、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務の整理について支援。

2. 経営改善計画策定支援事業

国が認定する土業等専門家(認定経営革新等支援機関)の支援を受けて経営改善計画等を策定する場合、専門家に対する支払費用の一部を協議会が支援する事業。

(1) 早期経営改善計画策定支援事業(ポストコロナ持続的発展事業)

金融機関への返済条件等の変更の必要がないうちに経営を改善するため、早期の経営改善計画を策定する場合、専門家に対する支払費用の2/3(上限25万円まで)を支援。

(2) 経営改善計画策定支援事業

金融機関への返済条件等を変更し、資金繰りを安定させながら経営を改善するため、経営改善計画を策定する場合、専門家に対する支払費用の2/3(上限300万円まで)を支援。

北海道中小企業活性化協議会ホームページ

[URL] <https://www.sapporo-cci.or.jp/saisei/>

問い合わせ先

北海道中小企業活性化協議会

〒060-8610 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター6階

TEL: 011-222-2829(中小企業活性化協議会事業)

011-232-0217(経営改善計画策定支援事業)

FAX: 011-222-6162

E-mail: sien15218@bz01.plala.or.jp

**ウクライナ情勢・原油高の影響を受けた中小企業・小規模事業者向けの
特別相談窓口を設置しました**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、原油高の影響を受けた中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援策として、日本政策金融公庫等の制度の実施に合わせて、中小企業・小規模事業者からの様々な相談を受け付ける特別相談窓口を拡充し、「ウクライナ情勢・原油高の影響を受けた中小企業・小規模事業者向けの特別相談窓口」としました。

ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

受付時間:8:30～17:15(土・日・祝日を除く)

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎5階

TEL:011-709-2311(代表)内線 2575～2576

011-709-1783(直通)

FAX:011-709-2566

E-mail:bzl-hokkaido-chusho@meti.go.jp

相談窓口一覧

本相談窓口は、当局のほか、北海道内の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構北海道本部及び全国商店街振興組合連合会にも設置されています。

一覧は以下をご覧ください。

[URL]https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/crude_oil/list.pdf

「小規模企業者等設備貸与事業」について

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

設備投資の際に、当センターが、機械設備を割賦販売もしくはリースします。融資と異なる設備資金の調達手段として、是非ご利用ください。

対象企業等	1. 道内で事業を営む企業、原則全業種対象(一部対象外の業種があります) 2. 創業予定者(1ヶ月以内に事業開始、または2ヶ月以内に法人設立の具体的な計画のある、事業を営んでいない個人)		
従業員規模	従業員 50 名以下 なお、従業員が 21 名以上(商業およびサービス業は 6 名以上)の場合、次の制限があります。 (借入制限)信用金庫、信用組合、日本政策金融公庫国民生活事業を除く金融機関からの借入金残高合計が 4 億 2000 万円以下 (利益制限)直近 3 年間の経常利益が平均 3500 万円以下 (株主制限)発行株式等の 1/3 超を大企業が単独所有していない		
対 象 設 備	生産・加工などに供する機械装置等で新品の設備		
貸与条件	貸与金額	100 万円以上1億円以下	
	貸与期間	割賦	機械装置等の耐用年数以内で 3 年から 10 年(据置 1 年以内)
		リース	機械装置等の耐用年数に応じ 3 年から 10 年
	利 率	割賦	(損料率)年 1.8% ~ 2.0% ()一定の要件に該当する場合、最大 0.1%の引き下げが可能
		リース	(月額リース料率)0.998% ~ 2.955%
	償還方法	割賦	月賦又は半年賦
		リース	毎月払い
	保 証 金	割賦	貸与金額の 5%
		リース	なし
連帯保証人	道内在住者 1 名(法人の場合は代表者) なお、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、センターが保証人不要と判断した場合、代表者保証を免除します。		
申 込 受 付	貸与予定額に達するまでの随時受付		
申 込 先	センター札幌本部、道内商工会・商工会議所 商工会・商工会議所を経由して申込む場合、割賦貸与期間を 2 年延長できます(10 年以内)。		

() 貸与条件等は変更される場合があります。詳しくは下記 URL よりご確認ください。

小規模企業者等設備貸与事業ホームページ https://www.hsc.or.jp/consul/facility_small/

問い合わせ先

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目経済センタービル 9F

(公財)北海道中小企業総合支援センター 金融支援部金融支援G 電話 011-232-2404

「ウクライナ情勢関連中小企業者等総合相談窓口」の設置について

(北海道)

ロシアによるウクライナ侵略により影響を受けている道内中小企業等向けの総合相談窓口を経済部国際経済課内に設置し、相談を受け付けております。

相談窓口

【総合相談窓口の概要】

○設置箇所

北海道経済部経済企画局国際経済課国際経済係

○設置期間

令和4年3月2日(水)から当面の間

○利用時間

8時45分から17時30分(土日祝日および12月29日から1月3日まではお休み)

○電話番号

011-204-5339

令和5年度「新商品トライアル制度」認定商品の募集について【新規】

(北海道)

道では、道内中小企業者、NPO法人等の皆様が生産した新商品・新役務を知事が認定し、販路開拓を支援する「新商品トライアル制度」を実施しています。

この制度は、申請された新商品・新役務を「トライアル新商品」として認定し、特定随意契約に係る登録名簿に登載の上、道の各機関(教育・警察含む。)での購入を推奨するとともに、道のホームページ等で公表するなど、認定商品の認知度向上、販路拡大に努めるものです。

令和5年度についても、次のとおり募集を行っています。

対象者

次のいずれかに該当し、道内で新商品を生産又は新役務を提供する方々。

- 1 道内に本店を有する中小企業者
- 2 道内に住所を有する個人
- 3 道内に主たる事務所を有する北海道市民活動促進条例第6条に掲げる市民活動団体(NPO)
- 4 道内の事業協同組合等

募集期間

令和5年(2023年)9月13日(水) ~ 令和5年(2023年)11月15日(水)

応募方法

認定を受けるには、知事への申請書(認定申請書(第1号様式))に「新たな事業分野の開拓の実施に関する計画書」(実施計画(別紙様式))を添付のうえ提出し、書面審査を受ける必要があります。

- 申請書類等各種様式は下記に記載している道ホームページより入手できます。
- 申請書類は紙で1部提出してください。
- 認定申請書には次の書類(各1部)を添付してください。
 - 1 定款(個人の場合は住民票)
 - 2 直近2営業年度の貸借対照表、損益計算書等を含む決算報告書
 - 3 道税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明(直近1年度分)
 - 4 新商品・新役務に関する資料(カタログ、写真等)

【申請書等提出先】

北海道経済部地域経済局中小企業課小規模企業係

認定要件等詳細については、道ホームページをご覧ください。

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial/top_page.html

お問い合わせ先

北海道経済部地域経済局中小企業課小規模企業係

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-204-5331 FAX 011-232-8127

e-mail: keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp

認定後の支援

表彰企業プレミアムパッケージ事業(認定後の支援)

道では表彰等を受けた企業の認知度向上や販路拡大など、さらなるステップアップを図るため、企業の取組や商品のPRなどを支援しています。(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/award.html>)

- ・ 受賞技術・製品を道庁本庁舎1階道政広報コーナー等でPR
- ・ 中小企業総合振興資金による融資(資金使途 事業資金、融資金額1億円以内) など

水産加工関連事業者向け伴走型集中支援事業について

(北海道)

道では、不漁や新型コロナの影響に加え、エネルギーや原材料価格の高騰により、とりわけ厳しい状況にある水産加工関連事業者の経営基盤の強化や生産性向上を図るため、専門家派遣等による伴走型集中支援を実施しています。

事業内容

【概要】

衛生管理、商品開発や販路開拓、生産性の向上など、経営改善に取り組む水産加工関連事業者の皆様に対して、専門家を派遣し、集中的かつ継続的な指導助言を行います。

【対象者】

次の各要件に合致する道内の中小企業者が対象となります。

- 道内に主たる事業所を有する中小企業支援法第2条に該当する中小企業者等であること。
- 水産品の加工、保管、輸送、販売および水産品の加工、保管、輸送、販売に要する機械設備、容器等の製造、販売(取付工事等を含む)等を行う水産加工関連事業者であること。

【募集期間】

令和5年4月17日から令和6年1月末日迄

募集期間を変更する場合があります。また、応募が定数に達した場合は募集を終了します。

【申込方法】

「経営健康診断問診票」を下記のお申し込み先に提出してください。

様式はこちらのページからダウンロードをお願いします。

https://www.hsc.or.jp/consul/suisanshien_r5/

(本事業受託者 北海道中小企業総合支援センターHP)

【専門家】

申込者の相談内容を踏まえて、専門家を選定、派遣します。

【費用負担】

派遣費用は無料です。専門家の派遣に要する謝金及び旅費も不要です。

お申し込み・問い合わせ先

〒060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階

公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター

担当:経営支援部 佐々木(貢)、小山、桑原

T E L : 011-232-2402(直通)

F A X : 011-232-2011

U R L : <https://www.hsc.or.jp>

E-mail: suisan@hsc.or.jp

「パートナーシップ構築宣言企業」への優遇措置について

(北海道)

北海道では、サプライチェーン全体の付加価値増大や下請企業との望ましい取引慣行の遵守を宣言する「パートナーシップ構築宣言」を登録・公表している企業に、以下のとおり優遇措置を講じます。

パートナーシップ構築宣言とは

関係省庁や経済団体等をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、「パートナーシップ構築宣言」の仕組みが創設されました。
「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するものです。

< 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト >

<https://www.biz-partnership.jp/outline.html>

北海道におけるパートナーシップ構築宣言企業への優遇措置

項 目	優遇措置の内容
低利な道制度融資の対象に追加 (令和5年2月13日～)	道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む中小企業者等を融資対象とした道制度融資の中でも低利な『ステップアップ貸付「政策サポート」』の融資対象となります。
補助金審査時の加点措置 (中小企業競争力強化促進事業費補助金) (令和5年度～)	北海道産業振興条例に基づき、中小企業者等が新分野・新市場進出等のために行うマーケティングや製品・サービスの開発などに要する経費に対し、補助する事業(中小企業競争力強化促進事業費補助金)の審査時に加点を行います。
総合評価一般競争入札及び随意契約(プロポーザル方式)における加点措置(経済部における契約に限る。 (令和5年度～)	価格のみによって契約の相手方を決定しがたい場合や契約の性質または目的が競争入札に適しない場合の契約方法である、総合評価一般競争入札や随意契約(プロポーザル方式)の審査時において加点を行います。
官公需における優先発注 (令和5年度～)	道が物品購入や役務・工事を発注する「官公需」において、地域経済に配慮し、「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」において、新たに「パートナーシップ構築宣言」に登録・公表している中小企業者等の受注機会の確保・拡大に努めるよう定め、関係機関に対して、本方針の趣旨を周知し、同様の配慮を行うよう働きかけます。

詳しくはこちら <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/141713.html>

問い合わせ先 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 (TEL:011-206-0494)

勤労者福祉資金のご案内

(北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

こんな方向けの制度です

- ・中小企業で働いているが、急に医療費が必要となった
- ・パート社員として働いているが、子どもの教育費が必要

制度の概要

制度の概要				
区 分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方	非正規労働者の方 (有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など)	2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者)で、次のいずれの要件も備えた方 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 前年の総収入が 150 万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 雇用保険受給資格者 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	ただし、以下の条件に当てはまる方 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 前年の総収入が 150 万円以上の方 (北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合)			
	育児・介護休業中の方もご利用いただけます。			
資金使途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
融資利率	年1.60%(1)		年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が申し込み窓口となっています。 申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。			

1 育児・介護休業者は保証料免除。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方は、2023年9月末の申込まで保証料免除となります。

2 詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.html>

問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

水産物不漁・赤潮による漁業被害に伴う中小企業向け融資制度のご案内

(北海道)

道では、水産物の不漁や、赤潮等による太平洋海域での漁業被害により経営に影響を受けている中小企業者の皆様を対象として、次の融資制度をご用意しております。

制度の概要

資金名	経営環境変化対応貸付【認定企業】(イ)	経営環境変化対応貸付【災害復旧】
融資対象	水産加工業者であって、最近3か月間の売上高又は販売数量(以下「売上高等」という。)が前年同期比で5%以上減少している方 漁業者又は水産加工業者と直接的又は間接的な取引関係を有する事業者であって、当該漁業者又は水産加工業者との取引規模の割合が20%以上であるとともに、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる方	道が必要と認める地域内(日高・十勝・釧路・根室の4振興局管内)に事業所を有している中小企業者及び中小企業等協同組合等であって、赤潮等による太平洋海域での漁業被害により、経営に影響(間接被害)を受けている方
資金使途	事業資金(設備資金・運転資金)	運転資金
融資金額	2億円以内	5,000万円以内
融資期間	10年以内(据置3年以内)	10年以内(据置2年以内)
融資利率	【固定】1.0%(融資期間5年以内の場合) 1.2%(融資期間10年以内の場合) 【変動】1.0%(融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)	
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによります	
信用保証	全て信用保証協会の保証付きとします 【保証料率】 一般保証適用の場合 経営状況に応じ年0.45%～年1.90%(9段階)	全て信用保証協会の保証付きとします 【保証料率】 経営状況に応じ年0.40%～年1.71%(9段階) 通常の保証料率から10%割引された料率となります
取扱期間	令和5年(2023年)12月31日まで	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会	

詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/90596.html>

問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

賃上げ促進税制について
～賃上げに取り組む経営者の皆様へ～

(北海道経済産業局)

賃上げに取り組む経営者の皆様へ、前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度についてお知らせします。

賃上げ促進税制

【大企業】雇用者全体の給与等支給額の増加額の**最大30%**を税額控除*

【中小企業】雇用者全体の給与等支給額の増加額の**最大40%**を税額控除*

*税額控除上限：法人税額又は所得税額の20%

<大企業向け(資本金1億円超の企業など)>

適用対象：青色申告書を提出する全企業

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度
(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

必須要件

継続雇用者の給与等支給額が
前年度比で4%以上増加

25%税額控除*

O R

継続雇用者の給与等支給額が
前年度比で3%以上増加

15%税額控除*

資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、これに加え、
「従業員への還元や取引先への配慮の方針を公表していること」が必要



追加要件

教育訓練費が
前年度比で20%以上増加

+ 5%税額控除*

大企業向けの
詳細情報・
お問い合わせ先は
こちら



《大企業向け賃上げ促進税制ホームページ》

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>

<中小企業向け(資本金1億円以下の企業など)>

適用対象：青色申告書を提出する中小企業等

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度
(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

必須要件

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で2.5%以上増加

30%税額控除*

O R

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で1.5%以上増加

15%税額控除*



追加要件

教育訓練費が
前年度比で10%以上増加

+ 10%税額控除*

中小企業向けの
詳細情報・
お問い合わせ先は
こちら



《中小企業向け賃上げ促進税制ホームページ》

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>

「プロフェッショナル人材センター運営事業」のご案内

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

(公財)北海道中小企業総合支援センターは、北海道からプロフェッショナル人材センター運営事業を受託し、企業の成長戦略を実現するため、新たな人材の活用や副業・兼業人材の活用をご提案する「北海道プロフェッショナル人材センター」を運営しています。

本事業は、人手不足等を課題とする道内中小企業等に対し道外からの人材誘致を図るため、プロフェッショナル人材活用の意欲を喚起し人材ニーズの掘り起こしを行い、民間ビジネス紹介事業者へ取次ぐことを目的とする事業です。

ご利用を検討される方は、お気軽に(公財)北海道中小企業総合支援センターまでお問い合わせください。

運営体制

<札幌本部>

人材戦略マネージャー 榎本 泰己

サブマネージャー 山田 仁美

<サテライト拠点>

サテライトマネージャー(十勝) 原口 勝全

サテライトマネージャー(日胆) 森永 勉

サテライトマネージャー(オホーツク) 藤田 貴史

サテライトマネージャー(道南) 鈴木 康明

サテライトマネージャー(釧根) 林 雄貴

サテライトマネージャー(道北) 澤村 光幸

営業時間

月曜日～金曜日(祝祭日・年末年始を除く)9:00～17:00

問い合わせ先

北海道プロフェッショナル人材センター((公財)北海道中小企業総合支援センター内)

TEL:011-232-2405

ホームページ

<https://pro-jinzai-hokkaido.jp/>

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）のご案内

（北海道労働局）

労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、当該出向から復帰した際の賃金を出向前と比較して上昇させた場合に、出向元に助成を行うことにより、企業の事業活動を促進し雇用機会の増大等雇用の安定を図ることを目的とする制度です。

● 主な受給要件

1 助成金の対象となる「出向」

- (1) 出向期間終了後は元の事業所に戻ることを前提に、労働者（雇用保険被保険者）のスキルアップを目的とする出向が対象
- (2) 労働者の出向復帰後6ヶ月間の各月の賃金を、出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させること

2 対象となる事業主

- (1) 労働者のスキルアップにより企業活動を促進し雇用機会等の増大を目的として出向を実施する出向元のみが対象
独立性が認められない事業主間の出向の場合は対象となりません

● 助成金の支給額

○ 助成率

中小企業 2/3 中小企業以外 1/2

○ 助成額

以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで助成）

- イ 出向労働者の出向中の賃金のうち出向元が負担する額
- ロ 出向労働者の出向前の賃金の1/2の額

出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。

○ 上限額

8,355円/1人1日当たり

（1事業所1年度当たり1,000万円まで）

上限額は雇用保険の基本手当日額の最高額（令和4年8月1日時点）。毎年8月に改正されるためご注意ください。

上記の他にも様々な要件がありますので、下記問い合わせ先、厚生労働省ホームページ、ガイドブック等で確認をお願いします。

● 問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室

（雇用助成金さっぽろセンター） TEL：011-788-2294

● 厚生労働省ホームページ

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00012.html

産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）のご案内

（北海道労働局）

新型コロナウイルス感染症等に伴う経済上の理由により、事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、新たな事業への進出等の事業再構築を行うために、当該事業再構築に必要な新たな人材の円滑な受け入れを支援するものです。

● 主な受給要件

- 1 令和5年4月1日以降に中小企業庁の実施する「事業再構築補助金」^①の応募書類を提出し、交付決定を受けていること。
 - 1 第10回公募要領の「物価高騰対策・回復再生応援枠」および「最低賃金枠」に限る。また、事業計画に記載する「実施体制」の中に人材確保に関する事項を記載した場合に限る。
- 2 対象労働者の雇い入れにあたって、下記の ② のすべての条件を満たすこと。

雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れること。

期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者は除く）として雇い入れること。

「事業再構築補助金」の補助事業実施期間の初日から当該期間の末日までに雇い入れること。
- 3 対象労働者の雇い入れ日前6ヶ月から本助成金の支給申請までの期間に、雇用する労働者を解雇等していないこと。
- 4 対象労働者については、「事業再構築補助金」の交付決定を受けた事業に関する業務に就く者で、次の ③ と ④ に該当する者。

次のaかbのいずれかに該当する者。

a. 専門的な知識や技術が必要となる企画・立案、指導（教育訓練等）の業務に従事する者。

b. 部下を指揮および監督する業務に従事する者で、係長相当職以上の者。

③ 1年間に350万円以上の賃金^②が支払われる者。

④ 2 時間外手当および休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給および諸手当に限る。また、助成金の支給については、支払われた賃金が175万円以上の支給対象期に限る。

● 助成金の支給額

- 1 助成額

中小企業：280万円/人^③（140万円×2期^④）

中小企業以外：200万円/人^③（100万円×2期^④）

③ 一事業主あたり5人までの支給に限る。

④ 雇い入れから6ヶ月を支給対象期の第1期、次の6ヶ月を第2期として、6ヶ月ごとに2回に分けて支給。
- 2 助成対象期間

1年間

- 問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室
（雇用助成金さっぽろセンター）TEL：011-788-2294

● 厚生労働省ホームページ

産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/sankokinjigyousaikouchiku.html

雇用調整助成金について

(北海道労働局)

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

● 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置、経過措置の終了について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、地域経済への影響が見込まれたことから、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、令和4年11月30日まで特例措置を、令和4年12月1日から令和5年3月31日まで経過措置を講じておりましたが終了し、通常制度へ移行しています。なお、緊急雇用安定助成金については令和5年3月31日をもって終了しております。

● 主な支給要件

- イ 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- ロ 雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上増加していないこと。
- ハ 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。(計画届とともに協定書の提出が必要)
- ニ 過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して1年を超えていること。

● 受給手続

- イ 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要。
- ロ 計画届の提出後、対象期間内の各「支給対象期間」ごとに、当該支給対象期間の末日の翌日から2か月以内に、支給申請書を提出することが必要。

● 支給額

対象労働者1人1日あたり8,355円が上限です。(令和5年4月1日現在)

助成内容と受給できる金額	中小企業	中小企業以外
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成率()	2/3	1/2
教育訓練を実施したときの加算額(支給対象者1人1日あたり)	1,200円	

● 新たな経過措置の内容について

判定基礎期間の初日が令和5年4月1日から令和5年6月30日までの間にある場合、以下の経過措置を実施しています。

計画届の提出は不要。本来計画届の提出とともに提出する書類は、支給申請時に提出。

残業相殺を行わない。(残業相殺とは休業等の延べ日数から所定時間外労働日数を差し引くこと)

● 問い合わせ先: 厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室
(雇用助成金さっぽろセンター) TEL: 011-788-2294

● 厚生労働省ホームページ

雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症に伴う特例)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

高年齢労働者処遇改善促進助成金について

(北海道労働局)

雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を推進する観点から、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇の改善に向けて、就業規則や労働協約の定めるところにより、高年齢労働者に適用される賃金に関する規定または賃金テーブルの増額改定に取り組む事業主に対して助成する制度です。

主な支給要件

- ・すべての算定対象労働者の1時間当たりの毎月決まって支払われる賃金と、60歳時点の1時間当たりの毎月決まって支払われる賃金を比較して、75%以上増額していること。
- ・賃金規定等を増額改定後6ヶ月間の賃金額で算定した対象労働者の高年齢雇用継続基本給付金の受給総額(A)が増額改定前6ヶ月間の受給総額(B)と比較して減少していること。
- ・支給申請日において増額改定後の賃金規定等を継続して運用していること。

算定対象労働者

- ・申請事業所において高年齢雇用継続基本給付金を受給している者
- ・支給申請日において、継続して支給対象事業主に雇用されている者

支給額

上記(B)から(A)を引いた額に、 $2/3$ (中小企業以外は $1/2$) を乗じた額

支給申請回数

最大4回(6ヶ月×4回)

問い合わせ先

- ・厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さっぽろセンター6階)

TEL:011-788-9132

- ・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00039.html

キャリアアップ助成金について

(北海道労働局)

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です(令和5年4月1日改正)

助 成 内 容		()は大企業の額 助 成 額
正社員化 コース	有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換した場合 (1人当たり)	有期→正規: 57万円(42万7,500円) 無期→正規: 28万5,000円(21万3,750円) 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用する場合に以下の助成額を加算 1人当たり28万5,000円(大企業も同額) 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合に以下の助成額を加算 1人当たり9万5,000円(大企業も同額) 1人当たり4万7,500円(大企業も同額) 人材開発支援助成金の特定の訓練(定額制訓練、自発的職業能力開発訓練を除く) 修了後に正規雇用労働者へ転換した場合に以下の助成額を加算 1人当たり9万5,000円(大企業も同額) 1人当たり4万7,500円(大企業も同額) 人材開発支援助成金の特定の訓練(定額制訓練、自発的職業能力開発訓練) 修了後に正規雇用労働者へ転換した場合に以下の助成額を加算 1人当たり 11万円(大企業も同額) 1人当たり5万5,000円(大企業も同額) 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定した場合に以下の助成額を加算 1事業所当たり9万5,000円(7万1,250円)
障害者 正社員化 コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合 (1人当たり)	重度障害者等を 有期→正規: 120万円(90万円) 有期→無期: 60万円(45万円) 無期→正規: 60万円(45万円) 上記以外の障害者を 有期→正規: 90万円(67万5,000円) 有期→無期: 45万円(33万円) 無期→正規: 45万円(33万円) 助成額が、支給対象期間における対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。
賃金規定等 改定コース	有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、3%以上上昇させた場合 (1人当たり)	中小企業が賃金を上昇(3%～5%未満)させた場合: 5万円 中小企業が賃金を上昇(5%以上)させた場合: 6万5,000円 大企業が賃金を上昇(3%～5%未満)させた場合: 3万3,000円 大企業が賃金を上昇(5%以上)させた場合: 4万3,000円 「職務評価」の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合に以下の助成額を加算 1事業所当たり20万円(15万円)
賃金規定等 共通化 コース	有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合(1事業所当たり)	60万円(45万円)
賞与・退職金制度導入 コース	有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立を実施した場合(1事業所当たり)	40万円(30万円) 同時に導入した場合に以下の助成額を加算 16万8,000円(12万6,000円)
短時間労働者労働時間 延長コース	有期雇用労働者等の週所定労働時間を3時間以上延長し、社会保険を適用した場合(1人当たり)	3時間以上延長23万7,000円(17万8,000円) 労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上3時間未満延長した場合でも助成(基本給を一定額以上昇給している必要があります) 1時間以上2時間未満: 5万8,000円(4万3,000円) 2時間以上3時間未満: 11万7,000円(8万8,000円)

問い合わせ先: 厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さっぽろセンター6階)

人材開発支援助成金のご案内(令和5年度)

(北海道労働局)

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。

1 助成メニュー

支給対象となる訓練等	助成対象	対象労働者
人材育成支援コース（R5年度創設）		
10時間以上のOFF-JT、新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練、有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練について助成	・事業主 ・事業主団体等	雇用保険被保険者
教育訓練休暇等付与コース		
有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成 令和4年度から令和8年度までは、本コースで「長期教育訓練休暇制度」及び「教育訓練短時間勤務制度」は適用せず、 の人への投資促進コースで実施	事業主	雇用保険被保険者
人への投資促進コース		
・高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練 高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練について助成	事業主	雇用保険被保険者
・情報技術分野認定実習併用職業訓練 IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練について助成		
・定額制訓練 サブスクリプション型の研修サービスによる訓練について助成		
・自発的職業能力開発訓練 労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主に対して助成		
・長期教育訓練休暇等制度 長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成		
事業展開等リスクリング支援コース		
事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に助成	事業主	雇用保険被保険者

2 助成額・助成率 ()内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等			賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)	
			賃金要件等を 満たす場合 ⁶		賃金要件等を 満たす場合 ⁶		賃金要件等を 満たす場合 ⁶	
人材育成支援コース	人材育成訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%) ¹ 60% ² 70% ³	60% (45%) ¹ 75% ² 100% ³	-	-
	認定実習併用職業訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%)	60% (45%)	-	-
		OJT	-	-	-	-	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	有期実習型訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	60% ² 70% ³	75% ² 100% ³	-	-
		OJT	-	-	-	-	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)
	教育訓練休暇等付与コース		-	-	30万円	36万円	-	-
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練	OFF-JT	960円 (480円)	-	75% (60%)	-	-	-
	成長分野等人材訓練	OFF-JT	960円 ⁴	-	75%	-	-	-
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	60% (45%)	75% (60%)	-	-
		OJT	-	-	-	-	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	定額制訓練	OFF-JT	-	-	60% (45%)	75% (60%)	-	-
	自発的職業能力開発訓練	OFF-JT	-	-	45%	60%	-	-
	長期教育訓練休暇制度		6,000円 ⁵	7,200円 ⁵	20万円	24万円	-	-
	教育訓練短時間勤務等制度		-	-	20万円	24万円	-	-
事業展開等リスクリリング支援コース		OFF-JT	960円 (480円)	-	75% (60%)	-	-	-

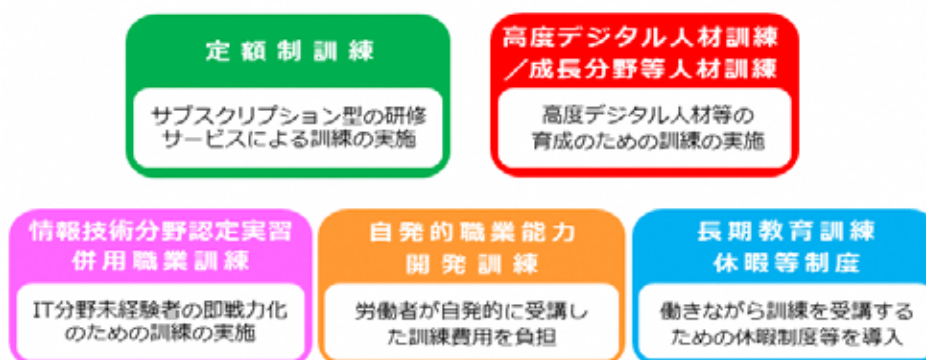
1 正規雇用労働者等へ訓練を実施した場合の助成率。 2 非正規雇用を維持した場合の助成率。 3 正社員化した場合の助成率。

4 国内の大学院を利用した場合に助成。 5 有給休暇の場合のみ助成。 1人1日当たりの助成額。

6 訓練終了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練終了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算。

人材開発支援助成金：「人への投資促進コース」の創設

企業における労働者の人材育成を強力に支援するため、国民の皆さまからのご提案をもとに、令和4～8年度の期間限定助成として「人への投資促進コース」による助成を行っています。「人への投資促進コース」には、以下の5つのメニューがあります。



各訓練メニューの助成率と助成額

定額制訓練

定額受け放題

従業員の方がサブスクリプション型の研修サービスを利用した場合に助成します。

対象の訓練	経費助成率		資金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
サブスクリプション型の研修サービス	60%	45%	-	
	(＋15%)			

高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練

資格取得費用も対象

DX推進や成長分野などでのイノベーションを推進する高度人材を育成する場合に助成します。

対象の訓練	経費助成率		資金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
ITSS（ITスキル標準）レベル4・3となる訓練等	75%	60%	960円	480円
海外も含む大学院での訓練	75%		国内大学院の場合 960円	

自発的職業能力開発訓練

自発的な学びを支援

対象の訓練	経費助成率	資金助成額
労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担した訓練	45% (＋15%)	-

情報技術分野認定実習併用職業訓練

資格取得費用も対象

対象の訓練	経費助成率		資金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
IT分野未経験者（正規雇用労働者）の即戦力化のための訓練（OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練）	60%	45%	760円	380円
	(＋15%)		(＋200円)	(＋100円)
	OJT実施助成額			
	中小企業		大企業	
	20万円 (＋5万円)		11万円 (＋3万円)	

長期教育訓練休暇等制度

導入済み企業も対象

教育訓練休暇や教育訓練短時間勤務制度を導入し、労働者の自発的な職業能力開発を促進した場合に助成します。資金助成に人数制限はありません。

対象の訓練	経費助成額	資金助成額
長期教育訓練休暇制度（30日以上連続休暇取得）	20万円 (＋4万円)	1人1日当たり6,000円 (※有給休暇の場合) (＋1,200円)
所定労働時間の短縮と所定外労働時間の免除制度	20万円 (＋4万円)	-

・（ ）内の助成率（額）は、資金要件・資格等手当要件を満たした場合の率（額）です。
・資金助成額は、1人1時間当たりの額です。OJT実施助成額は、1人1訓練当たりの額（定額）です。

人材開発支援助成金：「事業展開等リスキリング支援コース」の創設

人材開発支援助成金「事業展開等リスキリング支援コース」は、企業の持続的発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化等を図るため、

既存事業にとらわれず、新規事業の立ち上げ等の**事業展開**に伴う人材育成

業務の効率化や脱炭素化などに取り組むため、**デジタル・グリーン**に対応した人材の育成

に取り組む事業主を対象に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高助成率により支援する制度です。

支給対象訓練

助成対象とならない時間を除いた訓練時間数が **10 時間以上** であること

OFF-JT（企業の事業活動と区別して行われる訓練）であること

職務に関連した訓練であって以下のいずれかに該当する訓練であること

企業において事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練

事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練

助成率・助成額

助成率・助成限度額

経費助成率		賃金助成額（1人1時間）		1 事業所 1 年度あたりの助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	
75%	60%	960円	480円	1 億円

受講者 1 人あたりの経費助成限度額

10h以上100h未満		100h以上200h未満		200h以上	
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
30万円	20万円	40万円	25万円	50万円	30万円

- 人材開発支援助成金の詳細については厚生労働省の HP をご覧いただくか、下記にお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

【問い合わせ先】

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
雇用助成金さっぽろセンター 6 階 TEL 011-788-9070

人材確保等支援助成金について

(北海道労働局)

人材の確保・定着を目的とし、魅力ある職場作りのために労働環境の向上等を図る事業主や事業協同組合等に対して助成する制度です(令和4年4月1日改正)。

人材確保等支援助成金の「雇用管理制度助成コース」及び「人事評価改善等助成コース」は、令和4年4月1日より整備計画の新規受付を休止しています。

(コースを廃止するものではなく、来年度以降再開予定です。ただし、受付の再開時期は現時点では未定です。)

- 令和4年3月31日までに整備計画を提出された事業主は、令和4年4月1日以降にも雇用管理制度、人事評価制度等の導入及び支給申請を行うことができます。

人材確保等支援助成金(令和4年度改正)

コースの種類	コース概要	助成額
雇用管理制度助成コース (R4年度より新規計画受付を休止)	事業主が雇用管理制度(「諸手当等制度」「研修制度」「健康づくり制度」「メンター制度」「短時間正社員制度(保育事業主のみ)」)を新たに導入し、実施することで、離職率の低下を実現させた事業主に助成	目標達成助成:57万円 (生産性要件を満たした場合、72万円)
介護福祉機器助成コース	介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、利用することで、離職率の低下を実現させた事業主に助成	目標達成助成:支給対象経費の合計額(税込)の20% (生産性要件を満たした場合、35%) ※上限150万円
人事評価改善等助成コース (R4年度より新規計画受付を休止)	生産性向上のため、人事評価制度と賃金アップを含む賃金制度を整備し、実施することで、生産性向上、賃金アップ、離職率の低下を実現させた事業主に対して助成	目標達成助成:80万円 ※生産性要件を満たすとともに、賃金アップと離職率低下を実現させた場合に支給
中小企業団体助成コース	都道府知事に改善計画の認定を受けた事業主団体であって、その構成員である中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行う事業主団体に対して助成	事業の実施に要した支給対象経費の2/3 ※上限額 大規模認定組合等(構成中小企業数500以上) 上限1000万円 中規模認定組合等(同100以上500未満) 上限800万円 小規模認定組合等(同100未満) 上限600万円
外国人労働者就労環境整備助成コース	外国人特有の事情に配慮した就労環境を整備するため、「雇用管理責任者の選任」「就業規則等社内規定の多言語化」に加え、「苦情・相談体制の整備」「社内マニュアル・標識類等の多言語化」「一時帰国のための休暇制度」のいずれかの措置を実施した事業主に助成	実施助成 ・生産性要件を満たしていない場合:支給対象経費の1/2 (上限57万円) ・生産性要件を満たした場合:支給対象経費の2/3 (上限72万円)

問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さっぽろセンター6階)

TEL 011-788-9132

厚生労働省ホームページ

- 雇用管理助成コース、介護福祉機器助成コース、中小企業団体助成コース、人事評価改善等助成コース

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html

- 外国人就労環境整備助成コース

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html

人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します
【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】

(北海道)

北海道ビジネスサポート・ハローワークは、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化などの課題に対応しようとする中小企業の皆様、および新規に創業をお考えの皆様へのサービスを、ワンストップで提供する北海道と北海道労働局が共同で運営する施設です。

ぜひお気軽にご相談ください。



北海道ビジネスサポート・ハローワーク

サービス内容

- ・企業の在職者訓練に係る案内・相談、求人コンサルティング
- ・助成金に関する案内相談、助成金セミナーの開催
- ・経営相談(同一フロアの北海道中小企業総合支援センターの専門家等が対応)

10月の事業所向けセミナー

1 人材確保・人材開発支援セミナー 会場:北海道ビジネスサポート・ハローワーク

従業員の人材開発のための支援セミナー	10/3(火) 14:00～15:30
従業員の職場定着、環境整備のための支援セミナー	10/10(火) 14:00～16:00
魅力ある求人の出し方セミナー	10/17(火) 14:00～15:30
* は60分のセミナーの後、高齢・障害・求職者雇用支援機構から「65歳超雇用推進助成金」の説明があります。(30分)	

セミナー詳細、申込については以下のHPをご覧ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/shisetsu/93897.html>

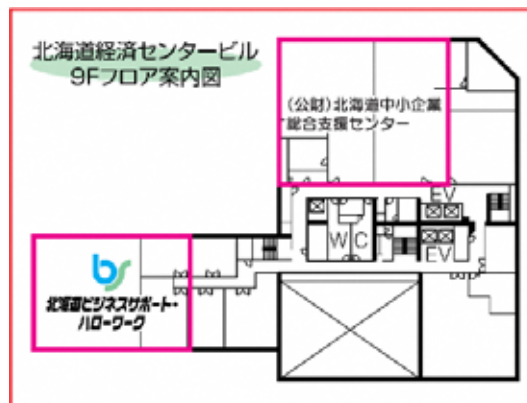
センター概要

開庁時間:月曜日～金曜日 9:30～17:00(土日祝日及び12/29～1/3はお休み)

所在地:札幌市中央区北1条西2丁目2

北海道経済センタービル 9F (北海道中小企業総合支援センターと同一フロアです)

TEL:011-200-1622 FAX:011-281-2351 利用料:無料



北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて

(北海道)

北海道就業支援センター(ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ)では、人材確保や職場定着などにお悩みの企業に対し、訪問による個別相談や企業内キャリアコンサルティングを行っております。

そのほか、企業の皆さまにご参加いただき実施する求職者向け支援メニューも下記のとおりございますので、ぜひご活用ください。

企業向け支援メニュー

メニュー名	実施内容	実施地域	実施時期
企業個別相談 (訪問支援)	人手不足・職場定着に関する課題を有する企業を訪問し、個別相談を行います。	道内	通年
企業内キャリア コンサルティング	社員のキャリア形成支援を実施する中小企業に対し、当該企業の社員を対象とするキャリアコンサルティングを実施いたします。	道内	通年

求職者向け支援メニュー 企業関係分のみ抜粋

メニュー名	実施内容	実施地域	実施時期
職業体験 (インターンシップ)	求職者を職業体験へ誘導するとともに、受入企業開拓を行います。	道内	通年
企業見学会・ 交流会	人手不足産業等の理解促進のため、企業見学会及び交流会を実施いたします。(1日の中で両方開催)	札幌 地方5拠点	随時

問い合わせ先

北海道就業支援センター(ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ)

TEL:011-209-4510 (月～金 10:30～19:00、土 10:00～17:00) 日曜・祝日、年末年始除く。

URL: <https://www.jobcafe-h.jp/>

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給のご案内

（北海道）

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）は、国の指定する地域（同意雇用開発促進地域等）において、次の3つの要件を満たしている必要があります。

指定地域において、雇用を拡大すべく事業所の新設や増改築などの整備を行うこと。

事業所の設置・整備、雇用拡大にあたり、事前に計画書を作成し、厚生労働省北海道労働局長に提出すること

対象となる労働者をハローワークを通じて3人（創業時は2人）以上雇入れ、雇用保険の被保険者とすること。

この上で、令和5年度に北海道が実施する地域活性化雇用創造プロジェクト事業（以下、「地プロ事業」）に参加した場合、地域要件が道内全域となり、地プロに係る特例支給（基本支給+上乗せ支給）の対象となることができます。

【基本支給額】

設備・整備に要した費用及び労働者の雇入れ人数に応じて、支給申請ごとに最大3回支給。

設置・整備に要した費用	対象労働者の数			
	3～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

基本支給の対象となる地域（同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域等）

〔空知〕なし
〔石狩〕石狩市（旧厚田郡厚田村の区域）、江別市、北広島市、新篠津村
〔後志〕なし
〔胆振〕なし 〔日高〕なし
〔渡島〕函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町
〔檜山〕江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
〔上川〕なし
〔留萌〕羽幌町（焼尻島、天売島の区域）〔宗谷〕礼文町、利尻町、利尻富士町
〔オホーツク〕なし 〔十勝〕なし 〔釧路〕厚岸町（小島の区域）〔根室〕なし

【特例支給額（上乗せ支給額）】

初回のみ上乗せ支給
(例) 50万円/人 × 3人
= 150万円

特例支給は、対象となる業種等の条件があります。
1事業所あたり20人が上乗せ支給の上限人数。

地域活性化雇用創造プロジェクト事業に参加すると

道内全域に拡大

地プロ協議会

事務局 北海道経済部労働政策局雇用労政課

「地域産業を支える労働力の確保」と「先端産業分野のデジタル化推進による生産性向上」の2つのテーマを設定し、産業振興と雇用創出を一体的に実施

○対象業種（戦略的雇用創造分野）

・人手不足産業分野

農業・林業・卸売業・小売業、製造業、サービス業、運輸業・郵便業、建設業

・先端産業分野

ものづくり産業、ヘルスケア関連産業、航空機関連産業

○事業の概要

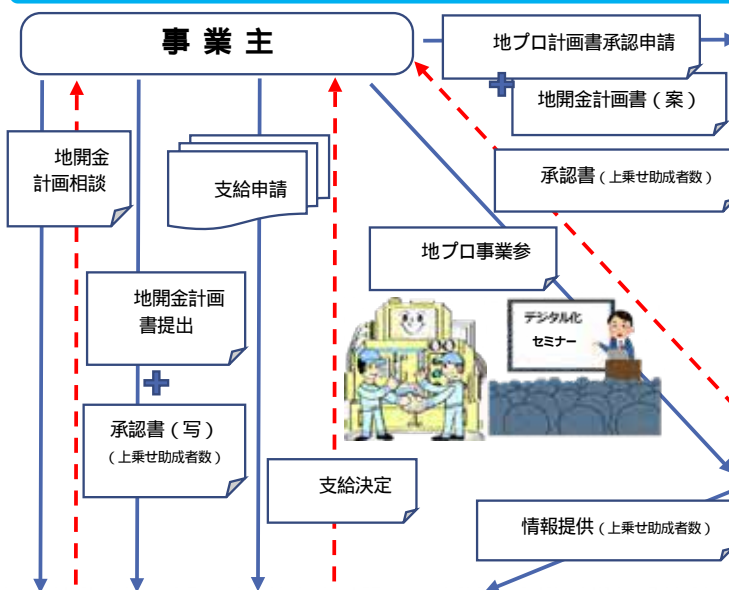
- 働き方改革推進、就業環境改善等への支援
- 非正規労働者の正社員転換等に向けた専門家派遣
- 生産性向上と人材の職場定着につながるデジタル技術の導入に関する相談支援・専門家派遣等
- ヘルスケア・航空機関連産業におけるデジタル技術を活用した事業拡大等に向けた相談支援・専門家派遣等
- 企業見学会、デジタル技術を活用した専門知識習得・スキルアップ研修、人材育成研修等
- 若年労働者・女性・高齢者・コロナ離職者等多様な働き手の就業促進に向けた合同企業説明会等
- 農業法人へのマッチング支援
- 専門的な知識・技能を有する若年者の人材確保に向けたUIターンイベント出展

事業やイベント等の概要についてはホームページをご覧ください。

地プロ 北海道 検索



特例支給の流れ



北海道労働局

受給手続きなどの詳細は、こちらへお問い合わせください。
雇用助成金さぽろセンター（電話：011-788-9152）
または 最寄りのハローワーク（公共職業安定所）へ

労働相談窓口のご案内

(北海道)

道では、労働相談ホットライン及び中小企業労働相談所において、労働問題でお困りの皆様からの相談をお受けしております。お気軽にご相談ください。

労働相談ホットライン

労働問題の専門家である社会保険労務士が、労働条件やその他、様々な労働問題でお困りの方からの相談に電話(フリーダイヤル)で対応しています。なお、相談は無料です。

■フリーダイヤル 0120-81-6105

■相談受付 <月曜日～金曜日> 17:00～20:00
<土曜日> 13:00～16:00

祝日、5月1日～7日、8月11日～15日、12月29日～1月8日を除く

- 労働相談ホットラインでは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業主の方や労働者の方の相談にも応じております。

中小企業労働相談所

各(総合)振興局でも相談を受け付けています。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0061
石狩振興局商工労働観光課	060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9282
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2528
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9044
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9183
根室振興局商工労働観光課	087-8588 根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829

■相談受付 <月曜日～金曜日> 9:00～17:30 (祝日、12月29日～1月3日を除く)

■下記ホームページにも掲載しています。

【URL】<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/soudan/soudansaki/zennpann.htm>

労働相談ホットライン 北海道

で

検索



「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内

(北海道)

道では、働き方改革に関する地域の中小企業者等の相談対応の強化を図るため、本庁及び(総合)振興局に相談窓口を設置し、国(北海道労働局)と連携した専門家による相談・助言等を行います。

支援内容

1 名称等

〔名称〕 「働き方改革関連特別相談窓口」

〔設置場所(16ヶ所)〕

- ・経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室内
- ・各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課内
- ・後志総合振興局産業振興部商工労働観光課小樽商工労働事務所内

2 業 務

上記振興局等の窓口において、職員が日常的に相談に対応するほか、定期的(月1回程度)に巡回相談日を設けて、専門家による相談対応を行います。

巡回相談の他、会社または自宅からオンラインによる相談も可能です。

なお、専門家は、北海道労働局が設置する「北海道働き方改革推進支援センター」から派遣していただきます。

働き方改革特別相談窓口設置箇所及び連絡先

名 称	所 在 地	電 話 番 号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0061
石狩振興局商工労働観光課	060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9282
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2528
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9044
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9183
根室振興局商工労働観光課	087-8588 根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829
道庁雇用労政課働き方改革推進室	060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5354

問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室(Tel:011-204-5354)

北海道短期おしごと情報サイト

(北海道)

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客の激減で事業の継続や従業員の雇用維持に苦慮している観光関連の産業がある一方で、「日本の食」を支えている北海道の基幹産業の農業などでは、これから農繁期を迎えるに当たり深刻な人材不足に直面しています。

このため、道では「北海道短期おしごと情報サイト」を立ち上げ、人材を必要としている企業等の求人情報を提供し、一時帰休などの状況にあって短期的に働きたい希望を持つ方々やアルバイト先が無くなり困っている学生の方などを繋げるにより、生産維持・事業継続をサポートします。

北海道短期おしごと情報サイト

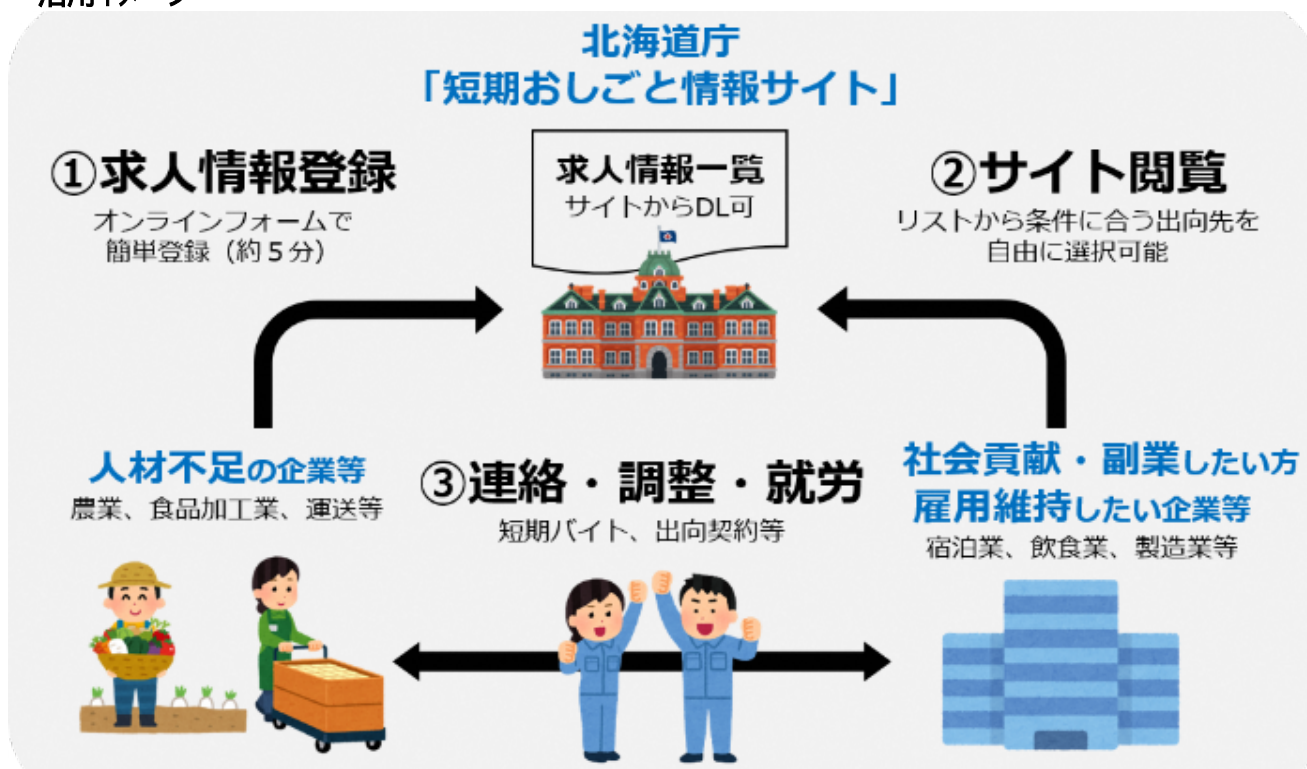
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/oshigoto.html>

開設

令和2年4月23日



活用イメージ



【雇用維持・社会貢献されたい場合】

- ・一時帰休され、副業を許可している場合は、従業員の皆様への周知をお願いいたします。
(休業手当を支払った従業員が副業で収入を得た場合も、休業手当に係る雇用調整金は受給可能です)
- ・企業同士で出向契約を結んだ場合も、雇用調整助成金の支給対象となる場合があります。

【人材が不足している場合】

- ・求人情報を、サイトの入力フォームから登録ください。

【共通】

- ・雇用にあたっては、新型コロナウイルス感染予防に十分にご配慮願います。

問い合わせ先

北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係 (TEL:011-251-3896)

【UIターン新規就業支援事業】 道のマッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人登録のご案内

(北海道)

「UIターン新規就業支援事業」は、東京圏から移住支援金実施市町村（ ）に移住して北海道が開設するマッチングサイトに掲載された求人広告に移住（予定）者が応募し就職した場合等に、移住者に最大100万円を支給する制度です。

マッチングサイトに掲載する求人広告は一部の大手民間求人サイトにも無料で掲載されます。是非ご活用ください。

（令和5年度では道内132市町村が実施しています。）

移住支援金の概要（実施市町村など、詳細は北海道ホームページをご確認ください）

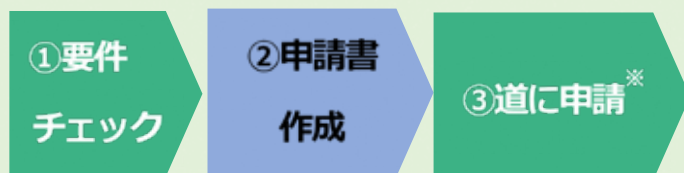
- **東京23区**から**実施市町村**に移住し、**道のマッチングサイトに掲載している法人**に**新規就業**した方に移住先の市町村から支給されます
- 移住支援金は単身 最大60万円、世帯 最大100万円です。
18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合、18歳未満の者一人につき最大100万円を加算する市町村あり

法人等の登録要件（詳細は北海道のホームページの実施要領をご確認ください）

下記のいずれにも該当する法人等であること

- ・ 官公庁でないこと
- ・ 資本金10億円以上の法人でないこと
- ・ みなし大企業でないこと
- ・ 雇用保険の適用事業主であること
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
- ・ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと

法人等登録の受付



(登録マニュアル)



- ・ まずは登録マニュアルで登録要件をご確認ください。
(URL) <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ui-turn/houjinmanual.html>
- ・ 提出はメール(様式Excel)にて受け付けます(提出先アドレス 登録マニュアル参照)。
メール提出が難しい場合はご相談ください。
提出先メールアドレス: jinzai.yuti@pref.hokkaido.lg.jp

問い合わせ先

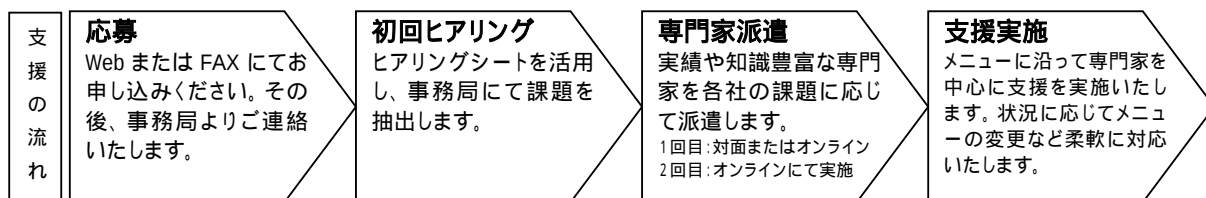
北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係 (TEL 011-251-3896)

戦略産業人材確保・定着支援事業
「中小企業の人材に関するお悩みプロが支援します」

(北海道)

地域産業を支える労働力の確保に向け、北海道の戦略的産業分野の人材確保・定着を支援し、良質で安定的な正社員など雇用の創出・定着を図る事業です。

地域産業を支える労働力の確保に向け、道内企業の人材確保・定着を支援し、良質で安定的な正社員など雇用創出・定着を図ります。



昨年度は下記のような事例があり各企業が抱える課題に合わせた支援を行います。

支援内容事例	採用強化支援 ● 自社の魅力を伝える求人票の添削 ● 求める人物像の明確化 ● 募集媒体の選定 ● 採用面接のテクニック	定着率アップ支援 ● 従業員の成長や会社のビジョンを共有するための評価制度の構築やキャリアパスの設定 ● 離職防止のための人材育成制度の構築 ● 働きやすい職場環境整備のための制度及び規程の整備	その他 ● ICT化可能な業務があるか検討し効率化を図る ● 社内コミュニケーションを強化し組織力UPを図る ● 補助金活用の情報提供
----------------------	--	--	--

- 対象企業：全道各地の中小・小規模企業等
- 対象業種：農業・林業、卸売業・小売業、製造業、宿泊業・飲食サービス業、サービス業（他に分類されないもの）、運輸業、郵便業、建設業
- 本事業を活用いただき良質な雇用による採用を目指していただきます。
良質な雇用とは、月給 20 万 2500 円以上、残業月 20 時間以下などの条件を満たす正社員等をいいます。

申込・お問い合わせ

北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係 TEL 011-251-3896

株式会社 MammyPro TEL 011-206-9150（平日 9:00～17:00）

URL <https://www.mamanavi.tv/company/hokkaido-human-resource-support2>

中小企業大学校旭川校 10月開講講座のご案内
～ 中小企業の人材育成をサポート～ **【更新】**

(中小企業大学校旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。
今回は、2023年10月に開講する研修のご紹介をいたします。カリキュラム詳細をご覧ください、ぜひ、受講
をご検討ください。お申し込みは、ホームページからお受けしています。

ご案内

2023年度の研修ガイドを配布しています。資料請求は下記お問い合わせ先まで。

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

【 公的助成制度 】 <https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/aid/index.html> をご覧ください。

詳細は、中小企業大学校旭川校までお問い合わせ下さい。

TEL : 0166-65-1200 FAX : 0166-65-2190 E-mail : asahi-kenshu@smrj.go.jp

中小企業大学校旭川校の講座内容 および 最新情報は、

ホームページ(<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html>)をご覧ください。



No. 29 組織風土づくりの考え方・進め方(札幌キャンパス開催)
～ イキイキと働ける職場づくりと組織の活性化 ～

この研修では、働きやすい職場環境を整え、メンバーの能力を最大限に引き出す組織風土をつくるために、どのよう
に組織を変革していくのか事例を交えて学びます。

この研修のポイント

1. 企業文化・価値観を共有し、社員の共感を得られる組織とはどのような組織かを学べます。
2. 自社のビジョン達成に向けて、社員の前向きな気持ちや、自律的な働きを引き出すヒントを学べます。
3. 協働・協調できる組織を築くための「変革シナリオ」の作成に取り組みます。

研修期間 10月4日(水)～10月6日(金) 3日間

研修時間 21時間

対 象 者 経営幹部・管理者

受 講 料 32,000円(税込)

講 師 株式会社エム・イー・エル 取締役 佐藤 康二 氏

詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2023/mpjnp10000003geq.html>

No. 204 次世代トップリーダー研修(網走開催)
～ 後継者・経営幹部のための経営力強化研修 ～

この研修では、後継者や経営幹部が環境変化に適応するための経営のあり方や求められる役割・心構えについて学びます。また、演習を交えて自社の将来のビジョンを描き、今後の組織の成長シナリオや自身の行動目標を検討します。

この研修のポイント

1. 経営の全体像、自社の経営理念を再確認します。
2. 自社の将来ビジョンや自身の行動目標を策定します。
3. 経営に対する参画意識が高まります。

研修期間 10月11日(水)～10月13日(金) 3日間
研修時間 21時間
対象者 経営幹部、管理者
受講料 32,000円(税込)
講師 株式会社アイムサプライ 代表取締役 伊豆田 功 氏

詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2023/ool3bn000000ec5q.html>

No. 30 ブランディング実践講座
～ 顧客をファンに変える方法を学ぶ ～

この研修では、ブランディングの理論と進め方を理解した上で、実際に自社のブランディングに取り組むとともに、企業ブランドを新商品開発や人材採用に効果的に活用していく視点と方法を学びます。

この研修のポイント

1. 口コミ効果を活かした自社PRの方法を身につけます。
2. 他社にない自社独自の“魅力(強み・価値)”を見つける視点と手法を学びます。
3. 自社の強みを活かした新商品や新サービス開発のポイントを学びます。

研修期間 10月12日(木)～10月13日(金) 2日間
研修時間 14時間
対象者 経営者、経営幹部
受講料 22,000円(税込)
講師 株式会社ネイキッド・コミュニケーションズ マネージングパートナー & CEO 高木 陽一郎 氏
株式会社ミズキ 代表取締役 水木 太一 氏
猿田彦珈琲株式会社 代表取締役 大塚 朝之 氏

詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2023/mpjnp10000003gkk.html>

No. 31 5S 基礎講座(札幌キャンパス開催)
～ 5S を現場で定着・継続させるポイント ～

この研修では、現場でのムリ・ムダ・ムラを発見し、整理・整頓・清掃・清潔・躰(5S)と見える化を実現する手順を学びます。また、インターバルを活用して実際に 5S 活動に取り組むことで、自社・自部門の現場改善と改善活動定着手法を身につけます。

この研修のポイント

1. 5S の視点で職場の問題点を把握する方法や、現場のムダの見つけ方と排除の仕方が学べます。
2. 写真等の実例を多用しており、理解を深める事ができます。
3. 実際に自社・自部門の現状を持ち寄り、改善のポイントと方法を学び、インターバル期間中に 5S の視点を使った改善を行います。

研修期間 10月16日(月)～10月17日(火) + 11月21日(火)～11月22日(水) インターバル4日間
研修時間 27時間
対象者 管理者、新任管理者、その候補者
受講料 39,000円(税込)
講師 株式会社ジェック経営コンサルタント 営業本部 取締役部長 高田 忠直 氏

詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2023/mpjnp10000003gqr.html>

No. 32 資金繰りを向上させる会計実務講座
～ 図解と事例で理解する資金繰り ～

この研修では、持続的成長を目指すため、企業経営における資金の重要性、収益との関係について学びます。また、設備投資や資金繰りの考え方、資金繰り表の作成方法について演習を交えながら学びます。

この研修のポイント

1. 企業経営における収益と資金の関係、金融機関が着目するポイントについて学びます。
2. 様々な事例から資金の流れを把握し、資金繰り、資金構造について考えます。
3. 演習を通じて資金繰り表を作成し、資金の側面から経営改善策について検討します。

研修期間 10月18日(水)～10月20日(金) 3日間
研修時間 21時間
対象者 経営幹部、管理者
受講料 32,000円(税込)
講師 長尾公認会計士事務所 代表 公認会計士 長尾 義敦 氏
佐藤義仁公認会計士事務所 代表 公認会計士 佐藤 義仁 氏

詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2023/mpjnp10000003gwm.html>

No. 33 SDGs の考え方・進め方(札幌キャンパス開催)
～ ゲームで体感！中小企業のための SDGs 経営 ～

この研修では、SDGs の基本を分かりやすく学べるとともに、その必要性や可能性についてゲームにより体感します。また、自社で SDGs と事業戦略をどのように結びつけていくか検討し、企業が持続的に成長する経営のあり方や具体的取り組み策を、演習を交えて考えます。

この研修のポイント

1. SDGs を自分ごとととらえ直し、SDGs に取り組む切り口を考えます。
2. 自社にとっての SDGs 取り組み策を見つけ、将来のチャンスやリスクを検討します。
3. SDGs の取り組みを社内外に浸透させる方法を学びます。

研修期間 10月23日(月)～10月24日(火) 2日間

研修時間 12時間

対象者 経営幹部、管理者

受講料 22,000円(税込)

講師 中小企業 SDGs 経営コンサルタント / 2030SDGs 公認ファシリテーター / 中小企業診断士 日景 聡 氏

詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2023/mpjnpl0000003h2g.html>

No. 34 新任管理者研修(10月開講)
～ 「できる管理者」を目指す人のマネジメント基本講座 ～

この研修では、管理者に求められる役割について理解した上で、管理者として必要となるマネジメントの知識・スキルを学び、自身のリーダーシップ(目標)を設定し、その実現に向けたアクションプランの策定に取り組めます。

この研修のポイント

1. 新任管理者、リーダーやその候補者に、最適の研修です。
2. 管理者に求められる幅広い知識を学び、数々の事例や演習を通じて理解を深めることで、明日からの業務に活かすことができます。
3. 管理者としての行動計画を作成することによって、自身の成長を促すことができます。

研修期間 10月24日(火)～10月27日(金) 4日間

研修時間 27時間

対象者 新任管理者、その候補者

受講料 39,000円(税込)

講師 株式会社インテレッジ 代表取締役 中小企業診断士 高橋 正也 氏

詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2023/mpjnpl0000003e6m.html>



技能・技術習得のための能力開発セミナー【更新】



(ポリテクセンター北海道)

企業等の在職者の方々を対象に、技能・技術の習得・向上を目的に“ものづくり分野”を主とした「能力開発セミナー」を2～3日間程度の期間で実施しています。

能力開発セミナーは、事業主及び受講者の方々からも大変ご好評いただいています。直近に実施する能力開発セミナーを記載しておりますので、貴社の人材育成にご活用ください。

<令和5年度能力開発セミナー開催予定(10月～12月) 受講申込受付中!!>

分野	番号	コース名	開催日	定員(人)	受講料(円)
機械	1M022	アルミニウム合金のTIG溶接技能クリニック	10/21-22(12H)	8	21,000
	1M013	マシニングセンタプログラミング技術	10/24-25(12H)	10	9,000
	1M014	マシニングセンタ加工技術	10/26-27(12H)	10	14,000
	1M021	油圧実践技術	11/9-10(14H)	10	11,000
	1H115	生産プロセス改善のための統計解析	11/9-10(12H)	10	8,000
	1M012	フライス盤加工技術	11/28-29(12H)	10	14,000
	1M002	2次元CADによる機械設計技術(AutoCAD編)	12/4-6(18H)	15	8,000
	1M004	3次元CADを活用したソリッドモデリング技術	12/5-6(12H)	10	10,500
	1M006	3次元CADを活用したアセンブリ技術(Solid Works編)	12/7-8(12H)	10	10,500
	1M016	被覆アーク溶接技能クリニック	12/12-13(12H)	8	22,000
	1M020	TIG溶接技能クリニック	12/14-15(12H)	8	21,000
	1M018	半自動アーク溶接技能クリニック	12/19-20(12H)	8	22,000
	1M008	3Dプリンタを用いた製品試作における造形技術	12/19-20(12H)	10	11,000
電気・電子	1D116	組込みデータベースシステム開発技術	10/5-6(12H)	10	8,500
	1D109	PLC制御の応用技術(ST編)	10/12-13(12H)	10	9,000
	1D114	PLCによるタッチパネル活用技術	10/16-17(12H)	10	9,000
	1D121	機械学習による欠陥検査・物体認識の高度化技術(Python編)	10/19-20(12H)	10	10,500
	1D107	PLCプログラミング技術	10/24-25(12H)	10	9,000
	1D112	PLC制御の応用技術(応用命令編)	10/26-27(12H)	10	9,000
	1D103	有接点シーケンス制御の実践技術	11/7-8(12H)	10	8,000
	1D002	シーケンス制御による電動機制御技術	11/9-10(12H)	10	8,000
	1D123	タブレット型端末を利用した通信システム構築	11/16-17(12H)	10	11,000
	1D014	一般用電気工作物の施工技術	11/18-19(12H)	10	14,000
	1D016	一般用電気工作物の施工技術(応用)	11/25-26(12H)	10	14,000
	1D017	自家用電気工作物の施工技術(電灯回路編)	11/27-28(12H)	10	17,000
	1D018	自家用電気工作物の施工技術(動力・計器回路編)	11/29-30(12H)	10	17,000
居住	1H110	トラブル事例から学ぶ各種管の加工・接合技術	10/11-12(12H)	10	12,500
	1H005	実践建築設計2次元CAD技術(Jw__CAD製図支援編)	10/19-20(12H)	10	7,000
	1H102	2次元CADによる機械製図技術(Jw__CAD編)	11/14-15(12H)	10	8,000

会場はすべてポリテクセンター北海道(札幌市西区二十四軒)です。

【問い合わせ先】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部(ポリテクセンター北海道)
生産性向上人材育成支援センター 能力開発セミナー担当(訓練第二課)

TEL:011-640-8823 FAX:011-640-8830

<ホームページURL> <https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/zaishoku/index.html>





「生産性向上支援訓練」のご案内【更新】（ポリテクセンター北海道）

「生産性向上支援訓練」は、企業や事業主団体の生産性を向上するための職業訓練で、北海道、北海道労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の三者で締結した「北海道労働政策協定」に基づき実施するものです。

訓練は、ポリテクセンターに設置した生産性向上人材育成支援センター（生産性センター）が、専門的な知見やノウハウを持つ民間機関等に委託し、企業・団体の課題やニーズにあわせて実施します。

さまざまな内容・分野の幅広い職務階層の方を対象としたカリキュラムで従業員の生産性向上をお手伝いします。

< 令和5年度 生産性向上支援訓練の募集申込受付中！！ > 1名から受講可能

番号	コース名	開催日	定員 (人)	受講料 (円)	申込期限
札 27	フォローシップによる組織力の向上	11/21(火)	30	3,300 円	10/13(金)
札 28	従業員満足度の向上	12/7(木)	30	3,300 円	10/30(月)
札 29	表計算ソフトを活用した統計データ解析	12/14(木)	15	2,200 円	11/7(火)
札 30	作業手順の作成によるノウハウの継承	12/26(火)	30	3,300 円	11/17(金)

サブスクリプション型訓練のご案内



詳細については、ホームページをご覧ください。

令和5年度より開始した、**eラーニング形式**で受講できる生産性向上支援訓練です。

組織力強化のためのマネジメント3コースとITスキルに関する研修動画を、**2か月間980円（税込）**で繰り返し受講できます。「研修を企画したいけれど従業員ごとに勤務時間や忙しい時期が異なる」などの理由で、一堂に会しての研修が難しい事業所様にお勧めします。詳しくはホームページをご覧ください。

DX人材の育成をサポートしています

■ 加速する企業のDX化

DX（デジタルトランスフォーメーション）は、一般的に「最新のデジタル技術を駆使した、デジタル化時代に対応するための企業の変革」という意味で使われています。近年、デジタル化やDXの必要性が高まってきており、多くの企業でITツールの導入や業務改善のほか、様々なものがデジタル化されています。

■ こんなお悩みありませんか

- ・ デジタル化を進めたいけれど、何をすればいいかわからない。
- ・ デジタル化を推進できる人材がいない。
- ・ 自社で活用できるツールがわからない。



■ まずはお問合わせください

生産性向上人材育成支援センターでは、中小企業・事業主団体等のDX人材の育成を支援しています。

豊富な全58コースの中から、企業課題に合わせたコースをご提案させていただきます。

- ・ 訓練日数は概ね1～5日間（4～30時間）で設定可能です。
- ・ 1人あたり**2,200円～6,600円（税込）**で受講が可能です。
- ・ **自社会議室等での受講が可能です。**（企業に講師を派遣します）

【お問合わせ先】 詳細についてはホームページをご覧ください。

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部（ポリテクセンター北海道）

生産性向上人材育成支援センター TEL:011-640-8828 FAX:011-640-8958

< 機構のホームページURL > <https://www3.jeetd.go.jp/hokkaido/poly/>



MONO テク(道立高等技術専門学院)及び北海道障害者職業能力開発校の

令和 6 年度の訓練生を募集しています！【新規】

(北海道)

MONO テク(道立高等技術専門学院、全道 8 学院)と北海道障害者職業能力開発校では、専門的な知識や技術・技能を身に付けて就職しようとする方々を対象に職業訓練を行っております。

各 MONO テク等では令和 6 年度の訓練生を下記の通り募集しておりますので、知識や技能等を身に付け就職を目指している方は是非ご応募ください。なお、募集している訓練科目及び定員等の詳細については、各 MONO テク等にお問い合わせください。

また、各 MONO テク等のホームページを開設していますので、次のアドレスよりご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/a0001>



選考日程等

施設 (選考区分)	MONO テク(道立高等技術専門学院)		障害者職業能力開発校
	推薦選考	一般選考	A 日程
出願期間	令和 5 年 11 月 1 日(水) ～ 11 月 20 日(月)	令和 5 年 11 月 21 日(火) ～ 12 月 11 日(月)	令和 5 年 10 月 2 日(月) ～ 10 月 20 日(金)
選 考 日	令和 5 年 11 月 24 日(金)	令和 5 年 12 月 15 日(金)	令和 5 年 11 月 6 日(月)
応募資格	○ 学校長推薦 令和 6 年 3 月高校等卒業見込みの方	○ 自己推薦 高校等を卒業した方等	・ 高校を卒業した方(令和 6 年 3 月卒業見込みの方を含む)又はこれと同等以上の学力を有すると認められた方(高卒者と同等以上の技能習得能力を有すると認められる方を含む) ・ 短期課程については、一般求職者等(新規中学校卒業者を含む)で、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとする方
試験内容	調査書	志望理由書	学力試験(国語、数学)
	面接試験		
そ の 他	推薦選考及び一般選考で募集定員を満たさない場合は、追加募集を実施します。		

お問い合わせ先

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
MONO テク札幌 (札幌高等技術専門学院)	065-0027	札幌市東区北 27 条東 16 丁目 1 番 1 号	011-781-5541
MONO テク函館 (函館高等技術専門学院)	041-0801	函館市桔梗町 435 番地	0138-47-1121
MONO テク旭川 (旭川高等技術専門学院)	078-8803	旭川市緑が丘東 3 条 2 丁目 1 番 1 号	0166-65-6667
MONO テク北見 (北見高等技術専門学院)	090-0826	北見市末広町 356 番地 1 号	0157-24-8024
MONO テク室蘭 (室蘭高等技術専門学院)	050-0084	室蘭市みゆき町 2 丁目 9 番 5 号	0143-44-3522
MONO テク苫小牧 (苫小牧高等技術専門学院)	053-0052	苫小牧市新開町 4 丁目 6 番 10 号	0144-55-7007
MONO テク帯広 (帯広高等技術専門学院)	080-2464	帯広市西 24 条北 2 丁目 18 番地 1 号	0155-37-2319
MONO テク釧路 (釧路高等技術専門学院)	084-0915	釧路市大楽毛南 1 丁目 2 番 51 号	0154-57-8011
障害者職業能力開発校	073-0115	砂川市焼山 60 番地	0125-52-2774
北海道経済部産業人材課	060-8588	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	011-204-5359

能力開発セミナー（１０～１２月開講予定）のご案内【更新】

（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び北海道障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

R5. 10月～12月開講													
学院	訓練科目	専攻科目名	実施地	施設 (該当：○)		昼夜別 (該当：○)		実施時期			訓練時間		定員
				内	外	昼	夜				日数	時間	
旭川高等技術専門学校 0166-65-6220	建設経理科	建設業経理士２級	旭川市	○			○	R5.10.2	～	R5.10.27	10	20	10
旭川高等技術専門学校 稚内分校 0162-33-2636	ＩＴ活用科	ドローンの活用	利尻町		○	○		R5.10.13	～	R5.10.14	2	12	25
	観光サービス科	ＳＮＳによる 情報発信	稚内市	実施検討中（学院あてお問い合わせください。）									
北見高等技術専門学校 0157-33-4436	エクセル中級科	エクセル応用	遠軽町		○		○	R5.10.17	～	R5.11.16	10	30	10
	介護福祉士支援科	福祉関係の基本理 念と倫理、介護福 祉士試験受験対策	網走市		○	○		R5.11.1	～	R5.11.29	5	15	10
室蘭高等技術専門学校 0143-44-7820	ＯＡ事務科	パワーポイント基 礎	室蘭市	○			○	R5.10.10	～	R5.10.25	10	20	15
苫小牧高等技術専門学校 0144-55-7007	自動車整備科 (2級)	整備技術習得講習	苫小牧市		○		○	R5.11.13	～	R6.2.27	47	141	20
帯広高等技術専門学校 0155-37-6975	電気工事科	電気工事応用	帯広市	○			○	R5.11.1	～	R5.12.6	10	20	20
釧路高等技術専門学校 0154-57-8016	ホームページ作成 基礎科	ホームページ作成	釧路市		○		○	R5.10.10	～	R5.10.26	6	12	15
北海道障害者職業能力開発校 0125-52-2774	コミュニケーション科	交流スキル基礎	旭川市		○		○	R5.10.6	～	R5.10.31	6	12	10

ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内1

中小企業・工業高校等への実技指導

(北海道職業能力開発協会)

北海道職業能力開発協会(北海道技能振興コーナー)は、厚生労働省から若年技能者人材育成支援等支援事業を受託し、中小企業・工業高校等へのものづくりマイスターの派遣による実技指導を行います。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材育成等を図ることを目的とするものです。

1 実技指導(派遣)の対象

- ・中小企業(中小企業基本法第2条に定める中小企業者)
- ・業界団体(事業主団体等により設立された認定職業訓練校を含む)
- ・工業高校等学校(公共職業能力開発施設を除く)
の主に15歳から35歳未満の若年技能者

2 実技指導の内容

- ・中小企業・業界団体：・技能検定2級の実技試験や技能競技大会競技課題を活用した指導
- ・工業高校等学校：・技能検定3級の実技試験や技能競技大会競技課題を活用した指導
・技能検定3級の受検資格付与に係る指導
(派遣指導の内容は、派遣企業等のニーズに応じて、柔軟に設定します。)

3 指導回数

- ・工業高校等の学生
技能検定受検、ものづくりコンテストなどの競技大会に向けた実技指導：専攻科毎に原則5回まで
上記以外の実技指導：専攻科毎に原則1回まで
- ・その他の技能者：原則10回まで

4 コーナーによる経費負担

講師謝金、講師旅費、材料費をコーナーが負担します。

但し、R4年度及びR5年度に本事業による派遣指導実績のある中小企業・業界団体は、コーナー経費負担の対象外です。

詳細は下記URLより「令和5年度ものづくりマイスター派遣事業実施要領(若年技能者人材育成支援等事業)中小企業・工業高校等への実技指導」をご覧ください!

URL：<http://www.h-syokunou.jp/utilization/>

お問い合わせ：北海道職業能力開発協会(北海道技能振興コーナー)

担当：末廣

TEL：011-825-2387

E-mail：shinkou@h-syokunou.or.jp

ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内2
公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設イベントへの
ものづくりマイスターの派遣による実技指導
(北海道職業能力開発協会)

北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）は、厚生労働省から若年技能者人材育成支援等支援事業を受託し、公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設などで行われる技能者を育成するイベントにものづくりマイスターを派遣し実技指導します。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材育成等を図ることを目的とするものです。

- 1 実技指導（派遣）の対象
公共施設、民間イベントエリア等において技能者育成を目的として広く参加者を募集して実施する実演・体験指導を行うイベントにコーナーが「ものづくりマイスター」を派遣します。
- 2 派遣指導の依頼者
派遣指導イベントを主催する団体、事業者、任意団体のほか開催する施設の運営者等
- 3 実技指導の内容
将来、若者自らがものづくりに興味を持ち、ものづくり現場での就業等を実現できるような内容
(派遣指導の内容は依頼者のニーズに応じて柔軟に設定します。また指導レベルはものづくりに対する興味を得られるよう柔軟に設定します。)
- 4 経費の負担
北海道技能振興コーナーが、ものづくりマイスターへの謝金・旅費、材料費、会場費などを負担します。

詳細は下記 URL より「令和5年度ものづくりマイスター派遣事業実施要領（若年技能者人材育成支援等事業）公民館・集会所等の公共施設又は民間施設イベントへのものづくりマイスターの派遣による実技指導」をご覧ください！

URL : <http://www.h-syokunou.jp/utilization/>

お問い合わせ：北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）

担当：末廣

TEL : 011 - 825 - 2387

E-mail : shinkou@h-syokunou.or.jp

ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内3
地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信
(北海道職業能力開発協会)

北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）は、厚生労働省から若年技能者人材育成支援等支援事業を受託し、地域若者サポートステーション事業の支援対象者を対象とした「ものづくりの魅力」を発信する事業に対し、コーナーが「ものづくりマイスター」を派遣します。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材育成等を図ることを目的とするものです。

- 1 実技指導（派遣）の対象
地域若者サポートステーション事業の支援対象者
- 2 派遣指導の依頼者
地域若者サポートステーション事業実施団体
- 3 「ものづくりの魅力」発信の内容
ニートの若者を対象としたものづくり体験等（具体的な内容はニーズに応じて、ものづくりに対する興味を得られるよう設定）
- 4 経費の負担
北海道技能振興コーナーが、ものづくりマイスターへの謝金・旅費、材料費などを負担します。

詳細は下記 URL より「令和5年度ものづくりマイスター派遣事業実施要領（若年技能者人材育成支援等事業）地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信」をご覧ください！

URL : <http://www.h-syokunou.jp/utilization/>

お問い合わせ：北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）

担当：末廣

TEL : 011 - 825 - 2387

E-mail : shinkou@h-syokunou.or.jp

ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内4
小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信
(北海道職業能力開発協会)

北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）は、厚生労働省から若年技能者人材育成支援等支援事業を受託し、地域若者サポートステーション事業の支援対象者を対象とした「ものづくりの魅力」を発信する事業に対し、コーナーが「ものづくりマイスター」を派遣します。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材育成等を図ることを目的とするものです。

- 1 実技指導（派遣）の対象
小中学校等の児童・生徒、その教師及びその保護者等
- 2 派遣指導の依頼者
小中学校、児童センター運営者等
- 3 「ものづくりの魅力」発信の内容
将来、若者自らがものづくりに興味を持ち、ものづくり現場での就業等を実現できるような内容
（具体的な内容はニーズに応じて、ものづくりに対する興味が得られるよう設定）
- 4 経費の負担
北海道技能振興コーナーが、ものづくりマイスターへの謝金・旅費、材料費などを負担します。

詳細は下記 URL より「令和5年度ものづくりマイスター派遣事業実施要領（若年技能者人材育成支援等事業）小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信」をご覧ください！

URL：<http://www.h-syokunou.jp/utilization/>

お問い合わせ：北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）

担当：未廣

TEL：011-825-2387

E-mail：shinkou@h-syokunou.or.jp

洋上風力発電サプライチェーン構築・人材確保に向けた支援について
～人材確保支援事業(補助金)の公募を開始しました～ **【新規】**

(北海道)

北海道における洋上風力発電に係るサプライチェーンの構築に向け、道内企業の洋上風力発電関連産業への参入を図ることを目的に、人材確保や技術力強化を支援するため洋上風力発電の建設工事やメンテナンス業務等に必要な知識・技能・資格等の取得を補助します。

区分	概要
対象者	道内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者 但し、道外に本社を置く企業の子会社を除く 道税を滞納していないこと。
補助対象事業	自社の従業員に対して洋上風力発電の建設工事やメンテナンス業務等に必要な専門的知識や技能、資格を取得させるための事業
補助率	1 / 2 以内
補助上限額	50 万円以内 / 1 名 応募状況や申請内容によって同一補助事業者につき、事業年度内の上限数を設ける場合があります。
補助対象経費	研修受講・教材費、交通費・宿泊料、研修に必要な機器借上、講師謝金 等

募集期間

令和 5 年(2023 年)9 月 13 日(水)～令和 6 年(2024 年)2 月 16 日(金)

申請方法

事前相談

交付決定まで時間を要する場合があります。

補助金ご利用の際は、余裕を持って事前のご相談・ご連絡をお願いします。

申請書類の提出

北海道 HP から申請書様式等をダウンロードし、下記申請先に提出してください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/zcg/163024.html>

書面審査・交付決定

申請書提出から交付決定まで、2 週間程度要します。

補助対象となる経費は、交付決定後に発生した経費に限ります。

申請・問い合わせ先

〒060-8588 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道経済部ゼロカーボン産業課 風力係 (担当:千田、谷野)

TEL 011-204-5327

～道では洋上風力発電の導入促進に向けセミナー等を開催予定です
本マンスリーターや当課ホームページ等を通じて、順次、ご案内します～

北海道初開催！オープンネームによる後継者募集イベントについて【新規】

(北海道)

北海道、北海道商工会連合会、北海道事業承継・引継ぎ支援センター及び日本政策金融公庫（略称：日本公庫）の北海道内9支店（札幌・札幌北・旭川・函館・帯広・釧路・北見・室蘭・小樽）は、「事業承継での創業」や「M&Aでの事業拡大・経営多角化等」に関心がある方等を対象とする「オープンネームによる後継者募集イベント」を、10月24日（火）にオンラインで北海道初開催します。

第1部では、北海道内の事業者4社が実名で登壇し、事業所周辺や営業状況の映像なども交えて経営者本人が事業内容をご紹介します。経営者本人へのオンラインでのご質問や、マッチングの希望も可能です。

経営者の高齢化や新型コロナウイルスの影響等により、事業承継は一層喫緊の課題となっています。北海道、北海道商工会連合会、北海道事業承継・引継ぎ支援センター及び日本公庫は、地域で必要とされる事業を次世代につなぐため、本イベントを契機として、引き続き、北海道内における中小・小規模事業者の事業承継問題の解決に貢献できるよう取り組んでまいります。

＜開催概要＞

日	程	令和5年10月24日（火）18時～20時40分
対 象 者	事業承継での創業をお考えの方、M&Aでの事業拡大等をお考えの方、	
定 員	200名（先着順）	
開 催 方 式	Zoomを利用したオンライン配信	
カリキュラム	第1部（18:00～20:00） 事業紹介、質疑応答 承継希望先 鮨・お食事処 昆和吉（清里町） Café&Grill ROKA（釧路市） レストラン はまなす（白糠町） 丸忠鈴木商店（えりも町） 第2部（20:00～20:10） マッチングサービスの紹介 第3部（20:10～20:40） 承継希望先との交流会	
参 加 費	無料	
申 込 方 法	下記「2次元バーコード」より必要事項を入力して申込	

＜お問い合わせ先＞

日本政策金融公庫 札幌支店 Tel:0570-000202(担当:伊藤、飯野)



今年度も実施します！！

特別支援学校企業向け見学会のご案内

(北海道)

北海道では、障がい者雇用を検討する企業を対象とした特別支援学校の見学会を実施しています。生徒たちが『生活する力』と『働く力』をみがき、学んでいる姿をご覧いただき、企業の皆様に障がい者雇用への理解を深めていただくことを目的としています。ご都合のよい日程で、ぜひご参加ください！！

開催日程

月 日	学 校 (住 所)
8月24日(木)	新篠津高等養護学校(新篠津村第45線北13)
9月26日(火)	市立札幌豊明高等支援学校(札幌市北区西茨戸4条1丁目1-1)
9月28日(木)	札幌稲穂高等支援学校(札幌市手稲区稲穂4条7丁目12-1)
10月 3日(火)	雨竜高等養護学校(雨竜町字尾白利加92-21)
10月18日(水)	小平高等養護学校(小平町鬼鹿田代577番地2)
10月19日(木)	美深高等養護学校(美深町字西町25番地)
10月20日(金)	白樺高等養護学校(北広島市輪厚621-1)
10月24日(火)	千歳高等支援学校(千歳市真々地2丁目3-1)
10月30日(月)	美深高等養護学校あいべつ校(愛別町字南町27番地)
11月 7日(火)	札幌視覚支援学校(札幌市中央区南14条西12丁目1-1)
11月 9日(木)	札幌高等養護学校(札幌市手稲区手稲前田485-3)
11月15日(水)	札幌あいの里高等支援学校(札幌市北区あいの里4条7丁目1-1)
11月16日(木) 4校合同開催	新得高等支援学校(新得町西2条南7丁目2) 中札内高等養護学校 中札内高等養護学校幕別分校 帯広養護学校
11月29日(水)	旭川高等支援学校(旭川市5条西5丁目)
12月 4日(月)	伊達高等養護学校(伊達市松ヶ枝町105-13) 開始時間は、13:15～

当日は、概ね10時開始、12時40分頃終了となり、主な内容は、

学校説明 障がい者雇用に関する説明 校内(作業学習)見学 質疑・アンケート等 を予定しています。

参加申込方法

見学される学校見学会の実施日1週間前までに、以下のいずれかの方法でお申し込みください。

申込専用サイトでのお申し込みの場合は、下記のウェブサイトへアクセスしてください。

<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=1fEVoMN2>

ファックスでお申し込みの場合は、下記ウェブサイトから、参加申込書をダウンロードし、ファックス送信してください。

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/sr/tokubetusiengakkoukengakukai_hika.htm

当ウェブサイトでは、事業の詳細のほか各学校のHPへリンクしていますので、ご覧ください。

お問合せ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課就労支援係 担当 中村

TEL:011-204-5349(ダイヤルイン) FAX:011-232-1038

「環境・エネルギービジネスセミナー（アーカイブ放映中）」のご紹介

（北海道）

道では、環境・エネルギー産業への新規参入や事業拡大をご検討される企業に向けて国内外の状況や道内企業における参入事例をご紹介する「環境・エネルギー ビジネスセミナー」を開催し、現在、アーカイブ放映をしております。

「環境・エネルギービジネスセミナー（令和5年1月25日開催）」のアーカイブ公開

「環境・エネルギービジネスセミナー～カーボンニュートラルの時代に向けてビジネスを加速させるヒントにする！」の講演をアーカイブ公開しております。

講演者の許可が得られたもののみ公開しています。

セミナー掲載 HP（外部サイト）

<https://energy-hokkaido.com/>

お問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎8階
北海道庁 経済部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン産業課 新産業係
電 話 : 011-204-5361(ダイヤルイン)
F A X : 011-222-5975

中小企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブック

～ 2022 年度補正予算・2023 年度当初予算・税制 ～

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、中小企業の設備投資等をサポートするため、2023年度予算事業を中心とした「中小企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブック」を作成しました。

補助金や税制などについて簡潔にまとめており、手軽に使えるハンドブックです。

公募期間や応募先等、未定の情報等は、決まり次第随時更新します。

以下からダウンロードできます。

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/guidebook/fy2023/guidebook.pdf>

ガイドブック掲載事業は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/guidebook/fy2023/index.htm>

問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 企画調査課

TEL:011-709-2311(内線 2521)

E-mail:bzl-hokkaido-kikakuchosa@meti.go.jp

「食（しょく）」っていいね！北海道

～食に関する動画等を HP や YouTube に掲載しています～【新規】

（北海道開発局）

北海道開発局では、北海道の「食」の高付加価値化を目指す取組として、

- 北海道外からの食関連立地企業と誘致活動をしている自治体等へのインタビュー
- 北海道産農産物のうち加工用として注目度の高い「新品種」の PR

を、動画やレポートにまとめて掲載しています。

また今後、北海道産農産物への関心を高めていただけるような動画の作成も企画中です。
ぜひご覧ください。

HP はこちら

北海道開発局ホームページ(食料・農業関連情報)

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/chousa/ud49g7000000d2h4.html>

YouTube チャンネル(「食」っていいね！北海道)

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/kouhou/slo5pa000000kqjh.html>

お問い合わせ先

〒060-8511 札幌市中央区北8条西2丁目

北海道開発局 開発監理部 開発調査課

電話: 011-709-2311(内線 5445)

北海道の最低賃金【更新】

(北海道労働局)

「みんなチェック！最低賃金。」

北海道の最低賃金

地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 960 5.10.1発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 954 4.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰めの業務に主として従事する者
鉄鋼業 「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 1,000 4.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く	時間額 955 4.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工芸若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。）に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 948 4.12.2発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金は、会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人に適用されます。
- 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。
- 中小企業・小規模事業者のみならずみなさまへの支援策を行っております。
- ・賃金上げを支援する「業務改善助成金」は北海道労働局 雇用環境・均等部企画課（011-788-7874）までお気軽にご相談下さい。
- ・賃金上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」（0800-919-1073）までお気軽にご相談下さい。（相談無料）

- ・ 最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局（電話 011-709-2311）又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせ下さい。
- ・ 北海道労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku>

【最低賃金制度サイト】検索



「食絶景北海道 × ゼロカーボンアワード 2024」の応募商品を募集します【新規】

(北海道)

道では、「ゼロカーボン北海道」の実現を食産業においても推進するとともに、消費者の皆様に食の北海道ブランドの新たな価値を提供するため「ゼロカーボン北海道への寄与」と「北海道の食」としての魅力の両方を満たす道産食品を知事が表彰する制度を昨年度創設しました。

この度、第2回となる「食絶景北海道 × ゼロカーボンアワード2024」の応募商品の募集を開始しましたので、対象となる食品の生産または製造(販売)を行う事業者の方は、ぜひご応募ください。

募集商品

北海道産の加工食品又は生鮮食品で、その商品の出荷までの過程において何らかのゼロカーボン北海道に貢献する取組が行われている商品

対象となるゼロカーボンの取組例

温室効果ガス排出量の可視化・削減目標の設定、食品ロス削減、
地産地消の推進、エネルギー利用効率向上の工夫、
自然冷熱や再生可能エネルギーの利活用、気候変動に適応した商品企画、
カーボンフットプリントの商品への表示 など

募集期間

令和5年(2023年)10月31日(火)まで

自薦・他薦いずれも申込みが可能です。

応募申請書に必要事項を記入の上、取組内容の詳細がわかる資料とともに下記提出先まで送付してください。

商品募集チラシ・募集要項・申請書のダウンロード

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssz/zcaward.html>

応募書類提出先・お問い合わせ先

北海道経済部食関連産業局食産業振興課輸出振興係

メールアドレス: shokusan.contact@pref.hokkaido.lg.jp

TEL: 011-204-5312 FAX: 011-232-8860

「北海道デジタル化相談会 2023」の開催について【新規】

(北海道)

道では、地域のデジタル化ニーズに対応するため、道内IT企業と地域の様々な産業とのマッチングを目的とした「北海道デジタル化相談会」を道内3カ所で開催します。

業務改善や事務作業の効率化など、日頃のお悩みごとを道内IT企業やアドバイザーにご相談いただける機会となりますので、お気軽にご参加ください。

【開催概要】

【旭川】 日時：2023年10月18日(水) 11:00～17:00

会場：道北経済センター(旭川市常盤通1丁目)

【帯広】 日時：2023年12月5日(火) 11:00～17:00

会場：帯広経済センタービル(帯広市西3条南9丁目23)

【札幌】 日時：2024年1月23日(火) 11:00～17:00

会場：かでる2.7(札幌市中央区北2条西7丁目)

出展IT企業
も募集中です

《申込方法等》下記URL内の申込フォームから必要事項入力の上、お申込ください。

参加料は不要です。

出展IT企業一覧を順次更新しますので、面談希望先があればあわせて事務局へお知らせください。

《URL》<https://www.hokkaido-it-kyousouryoku.jp>

《申込締切》旭川：2023年10月11日(水)

帯広、札幌会場については、
今後順次募集を開始します。

《開催方式》道内IT企業やアドバイザーが
会場内にブースを構えていますので、
各社で個別に相談いただけます。

インボイス制度対応、業務改善・
効率化等のデジタル化関連の相談
を受け付けます！

【相談例】

- 社内セキュリティ体制を構築したい
- デジタル化を進めるためのアドバイスが欲しい
- 在庫管理や事務作業をデジタル化し、業務効率を上げたい

デジタル化で
解決しませんか？

【問い合わせ先】

(申込方法等相談会内容全般について)

アデコ株式会社札幌第2支社

電話：050-5527-2805

メール：ADE.JP.it-hokkaido@jp.adecco.com

(本事業について)

北海道経済部産業振興課成長産業係

電話：011-206-6756

「次世代半導体産業立地推進ポータルサイト」のご紹介

(北海道)

令和5年2月28日、Rapidus 株式会社が、次世代半導体工場の建設予定地として、北海道千歳市を選定しました。

Rapidus 株式会社が技術開発・量産製造を目指す次世代半導体は、量子、AI などを含むさまざまな分野で大きなイノベーションをもたらし、我が国半導体産業の再興・発展、デジタル化・カーボンニュートラル、更には経済安全保障の鍵となる極めて重要な中核技術です。

その製造に加え、研究、人材育成等が一体となった複合拠点の本道立地の実現は、道が振興してきた、ものづくり・デジタル産業の飛躍はもとより、「メイドイン北海道」の次世代半導体を通じた、我が国経済・社会のイノベーションや経済安全保障への貢献、さらには世界中から研究者や技術者が集うデジタル人材拠点の形成につながることが期待できます。

道では、国や地元千歳市とも密接に連携し、国家プロジェクトでもある Rapidus 株式会社の最先端半導体工場の整備が円滑に進められるよう取り組んでおり、「次世代半導体立地推進ポータルサイト」により、道民向けセミナーのご案内やアーカイブ動画など様々な情報を発信しています。

HP はこちら

次世代半導体産業立地推進ポータルサイト

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jhs/index.html>

お問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎9階
北海道庁 経済部 産業振興局 次世代半導体戦略室
電 話 : 011-206-6189(ダイヤルイン)

「次世代自動車情報サイト」のご紹介

(北海道)

経済部ゼロカーボン産業課、地球温暖化対策課では、現在国内で販売されている次世代自動車や購入支援制度、道内にある充電器設置場所などを掲載した「次世代自動車情報サイト」をご紹介します。

最新情報では、電気自動車(EV)やプラグイン・ハイブリッド自動車(PHEV)を皆様に身近に感じていただくため、アウトドア、街乗り、道の駅めぐりをテーマにした動画を制作しました。

- ・プラグインハイブリッド自動車(PHEV)でクリーンに楽しむアウトドア(キャンプ場)
- ・電気自動車(EV)で「ちょっとお出かけ」(札幌市内各所)
- ・電気自動車(EV)で道の駅めぐり(大通公園～田園の里うりゅう～石狩あいりーど厚田～さっぽろ時計台)

HPはこちら

動画掲載ページ(外部サイト)

<https://energy-hokkaido.com/>

次世代自動車情報サイト(のサイトへのリンクがあります)

- ・ <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/zcg/jisedaicar.html>
- ・ <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/tot/ecocar.html>

お問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎8階

北海道庁 経済部 ゼロカーボン推進局 地球温暖化対策課(一般の方)

【電話:011-204-5190 /FAX: 011-232-4970】

ゼロカーボン産業課(事業者)

【電話:011-206-7217 /FAX: 011-222-5975】